

---

---

■論文・調査	1
・ 海外市場の規制動向『米国の外国先物・オプション販売規制』	
■市場概況	15
・ 世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高（2010年上半期）	
■Financial Futuresニュース（22トピック）	19
■統計資料	24
・ 金融先物取引の出来高状況（平成22年度第1四半期）	
・ 外国為替証拠金取引に係る証拠金の残高・口座数の状況	
・ 店頭外国為替証拠金取引の取引金額の分布状況	
・ 主要商品出来高一覧	

---

---

## 米国の外国先物・オプション販売規制

### 当協会調査部

---

米商品取引委員会（CFTC）の清算・仲介業者監視部（DCIO）は、2010年6月8日、一定の知識・経験のある米国の顧客に対する外国取引所で取引される先物・オプションの販売規制に関する説明文書を公表しました。本レポートは、その説明文書の翻訳です。なお、文中で参照された規則の翻訳は、末尾資料として添付しました。

#### 1. 米国から外国市場へのアクセス

##### (1) はじめに

2006年11月2日CFTC方針書「米国外の取引所及び指定契約市場又はデリバティブ取引執行施設となる要件からのノーアクション救済（relief）」（71 Fed. Reg.64443）により、外国取引所は、その米国内の会員又は取引参加者がその電子取引付合せシステムに直接アクセスできる（仲介業者を通さずに）ことを希望する場合は、市場監視部（Division of Market Oversight）にそのためのノーアクション救済の発出を要請できる。そのような要請は、CFTC規則140.99（末尾資料1参照）により行わなければならない。当該規則は、一般的にノーアクション救済の要請についての一定の規制要件を定めている。

##### (2) 手続き

ノーアクション救済に対する要請は、一般的に、当該外国取引所が商品取引所法（CEA）第5条に基

づく契約市場（DCM）としての指定又は同法第5a条に基づくデリバティブ取引執行施設（DTEF）としての登録を求めないが、CEAの他の規定若しくは米国からの直接アクセスに係るDCM若しくはDTEFに関連するCFTC規則を遵守する場合、市場監視部が処分（enforcement action）を勧告しないことを確認することを要請するものである。

外国取引所は、一般的に、次に掲げる事項についてノーアクション救済を要請する。

a. 米国内の会員が取引システムを通して自己勘定での取引ができること。

b. 先物業者（FCM）としてCFTCに登録している又はCFTC規則30.10（末尾資料2-4参照）によりFCMとしての登録を免除されている会員（以下「規則30.10業者」）が取引システムを通して米国の顧客の注文を発注し、取引を行うこと。

c. FCMとして登録している会員又は規則30.10業者である会員が自動注文伝達システムを通して米国の顧客からの注文を受け、取引システムに発注すること。

外国取引所の中には、CFTCに商品プール・オペレーター（CPO）若しくは商品取引顧問（CTA）として登録されている、又はCFTC規則第4.13条若しくはCFTC規則第4.14条によりそのような登録からの免除を受けている、会員がそれぞれ運営する米国のプールのために又は一任権限を有する米国の顧客勘定で注文執行のために発注することができるための免除を要請する者もいる。但し、FCM又は規則30.10業者は、清算業者として、取引システムでの発注により成立するCPO又CTAの取引の全てを

限度なく保証するものとする。

### (3) 検討の範囲

CFTCは、ノーアクション救済の要請について検討するにあたって、当該外国取引所についての一般的な情報及び次に掲げる事項の詳細な情報についても検討する。

- a. 会員資格（財務要件を含む。）
- b. 自動取引システムの内容（注文付合せシステム、追跡記録、応答時間、信頼性、安全性及び、特に重要な事項として、電子取引に関するIOSCO原則の遵守）
- c. 上場を予定する商品の取引条件
- d. 決済及び清算（財務要件及び債務不履行手続きを含む。）
- e. 当該外国取引所の本国における当該外国取引所を管轄する規制制度
- f. 当該外国取引所の本国における地位並びにその規則及び実行状況（市場監視及び取引慣行監視を含む。）
- g. CFTC、当該外国取引所及び当該外国取引所を管轄する規制当局間で締結された情報交換協定当該ノーアクション・レターには、発出される際、四半期ごとの取引数量報告要件などの免除付与のための標準的な条件が付随する。

米国からの直接アクセスを許可するノーアクション・レターを受けた外国取引所のリスト(リストは略)

## 2. 米国の顧客が取引可能な外国商品

### (1) 外国先物・オプション

CFTCには、米国内の顧客に販売（offer or sell）可能な外国先物・オプション及びそれらの商品を販売する仲介業者に適用される登録要件に関する問合せが数多く寄せられる。

### (2) 商品の認可

一般的に、商品取引所法（CEA）とCFTC規則は、外国取引所で取引される先物・オプションの米国内の顧客への販売に制限を設けていない。（61 Fed. Reg.10891）但し、有価証券指数及び外国国債に係る商品の販売には、次に説明する特別の手続きが適用される。これらの手続きは、CEA第1a条（25）に規定する狭い範囲の有価証券指数<sup>\*</sup>に係る先物・オプションなど外国取引所で取引される有価証券先物には適用されないことに留意すべきである。外国取引所で取引される有価証券先物は、一般的には、米証券取引委員会（SEC）の命令及びCFTCの清算・仲介監視部（DCIO）による助言書により米国内の一定の知識・経験のある（sophisticated）顧客のみ販売できる。（CEA第2条(a)(1)(E)及びCEA第2条(a)(1)(F)を参照。）

※（編集注）指数を構成する銘柄数が9以下であること、指数構成銘柄のうち1銘柄が30%若しくは5銘柄が60%を超えること等一定の条件を満たす場合は狭い範囲の有価証券指数（narrow-based security index）とされ、個別の有価証券と同様に扱われる。

### (3) 仲介業者の登録

米国の顧客への外国先物・オプションの販売は、下記の特別の手続きの対象となる商品を含め、CFTC規則Part30に定める仲介業者に適用される要件の対象となることに留意すべきである。特に、CFTC規則30.4（末尾資料2-1参照）において、外国先物・オプションを取引する目的で米国の顧客のために業務を行おうとする仲介業者は、CFTCに業務内容に応じた（すなわち、FCM、IB、CTA又はCPO）登録が必要であること、又は登録免除の申請を行うことが定められている。この登録要件は、所在地にかかわらず、全ての仲介業者に適用される。従って、例えば、米国の顧客のために完全開示ベース<sup>\*</sup>で外国先物取引を清算する外国の業者は、FCM

として登録するか、CFTC規則30.10によりFCMの登録の免除を受けなければならない。IB、CTA又はCPOの業務を行う米国外の業者は、CFTC規則30.5（末尾資料2-2参照）により免除の申請を行うことができる。CFTC規則Part30に定める登録免除については、3. 外国商品の米国顧客への販売を参照。

※（編集注）FCMに開設された口座の取引・清算を実際の顧客名を出して行われることをいう。

#### (4) 外国の法律の適用

米国内の顧客を対象として、下記の特別の手続きを要する商品を含めた外国の先物・オプションの販売を行うには、上記の商品についての要件及び仲介業者についての要件以外に、それを上場する取引所が所在する外国の関係法令の適用の対象となる。米国の顧客は、特定の商品の売買をCEAに基づき行うことができる場合でも、外国の法令がそのような行為を許可しない可能性がある。例えば、特定の国の法律は、米国のFCMに対し、外国取引所の清算会員となることや当該取引所の清算会員にオムニバス口座<sup>※</sup>を開設することを認めないことがある。そのような場合は、米国の顧客は、CFTC規則30.10による外国の監督当局又は取引所に免除が与えられていても、外国商品の売買を行うことができないこととなる。

※（編集注）FCMに開設された他のFCM（または海外業者）名義の口座のうち、当該口座を通じ複数の顧客の取引・清算が実際の顧客名を出さずに行われるものをいう。米国では、オムニバス口座による取引について、実際の顧客名を開示して行う完全開示ベース（fully disclosed basis）の取引に比べ、取引・建玉状況の報告義務を厳しくしているほか、買建てと売建ての別にグロスで委託証拠金を差し入れさせるなどの規制がある。

#### (5) 商品要件及び制限

a. 外国取引所で取引される広い範囲の有価証券指数先物（及びそのオプション）：まず最初に

CFTCの総評議会（office of general council）が米国において外国取引所で取引される広い範囲の有価証券指数先物（及びそのオプション）の販売を認めるノーアクション・レターを発出する。先物がそのようなノーアクション・レターの対象である場合には、その特定の先物のオプション（先物オプション）もまた、総評議会のさらなる規制上の措置がなくても、米国で販売できる。

b. ノーアクション救済が与えられ、検討中である外国有価証券指数先物及び先物オプション

c. CFTC Pre-CFMA(2000年商品先物現代化法)以前に認可された外国取引所の指数の原商品である商品

d. 外国有価証券指数免除の申請要件

外国取引所で取引される有価証券先物（狭い範囲の有価証券指数又は単一の有価証券の先物又は先物オプション）：外国取引所で取引される有価証券先物は、SEC命令及びDCIO助言書に定める一定の条件付きで米国内で販売できる。次に掲げる国が発行する国債は、免除有価証券として指定されなければならない。

外国国債：外国の国債は、SECがSEC規則第3a12-8条に基づく免除有価証券として指定したものだけについて、その先物又はそのオプションを米国内で販売できる。次の国が発行する国債は、SECにより、免除有価証券として指定されている。英国、カナダ、日本、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、オーストリア、デンマーク、フィンランド、オランダ、スイス、ドイツ、イタリア、アイルランド、スペイン、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラ、ベルギー、およびスウェーデン。17CFR 240.3a12-8参照。詳細は、SECの取引・市場部202-551-5777かtradingandmarkets@sec.gov

米国外の顧客を対象とする販売の例外：一定の外国取引所で取引される商品を米国外の顧客販売する（又はそれについて助言をする）際には、商品要件及び制限は、登録FCM、IB及びCTAには適用され

ない可能性がある。

広い範囲の有価証券指数及び外国国債に対する免除条件の詳細説明は、外国取引所で取引されるオプション及び外国株価指数及び外国国債を原商品とする外国取引所で取引される先物の米国外の者に対する販売を参照。(1992年8月13日57FR36369)

外国取引所で取引される有価証券先物については、CEA第2条(a)(1)(F)(i)、7USC2(a)(1)(F)(i)において、CEAは、FCMが米国外の者の勘定で外国取引所で又はその規則に従って有価証券先物を保有することを禁止するものではないことを定める。有価証券関係法律には同等の例外規定はないものの、SECの取引・市場部は、FCM及び証券業者の両方に登録(CFTCに通知することで登録する(notice-registered)証券先物・オプションを取り扱う証券業者を含む。)し、一定の米国外有価証券先物(単一の米国外有価証券又は米国の発行体が発行する指数に係る有価証券の10%以下の狭い範囲の有価証券指数を原商品とする外国取引所で取引される先物だが、オプションではない)について米国外の者を顧客とする先物口座で保有する建玉を清算・保有するFCMに対し暫定ノーアクション救済を発出した。この免除は、SEC及びCFTCがこれらの商品について最終的な規制を定めるまで有効である。

ここで取り上げていない外国有価証券指数又は国債に関する情報及び米国内での販売の対象となる商品の適格性については、総評議会に問い合わせること。

### 3. 外国商品の米国顧客への販売

CFTC規則Part30は、米国の顧客への外国先物・オプションの販売を規制する。CFTCPart30は、外国先物及び外国オプションを米国内で販売する際に国内の取引に提供される規制に相当する規制上の安全措置の対象となることとする米議会の意図を実行するよう設計されている。

CFTC規則30.4に定めるように、FCM、IB、CPO又はCTAの業務のような業務を行う国内又は外国の者は、適切な登録をするか、CFTC規則30.5又はCFTC規則30.10に基づき登録免除を求めなければならない。

どのような登録要件の免除かを問わず、CFTC30.9の詐欺禁止規定は、全ての者に適用される。

#### (1) 規則30.5免除

CFTC規則30.5は、Part30に基づきCFTCに登録しなければならない者以外の者の登録除外について定める。

一般的に免除を求める業者は、CFTC規則30.5に基づき、全米先物協会(NFA)のオンライン登録システムを通じてNFAに免除の申立てを行わなければならない。当該申立者は、米国の顧客向け業務について、その背景及び適格性の情報、米国裁判所及びCFTCの管轄に対する合意などを提供しなければならず、全ての取引は、Part30の規制の対象となり、登録FCM又はCFTC規則30.10に基づくFCMとしての登録免除の確認を受けた外国ブローカーを通じて行わなければならない。

CFTC規則30.5により与えられた免除にかかわらず、CTA及びCPOに類似する方法で業務を行う全ての米国外の者は、米国の顧客にCFTC規則30.6に定めるリスク開示を行わなければならない。

#### (2) 規則30.10免除

CFTC規則30.10により、CFTC規則Part30で定める要件により影響を受ける者は、そのような要件からの免除をCFTCに申し立てることができる。CFTC規則30.10による免除の申立ては、典型的には次の者によって米国の顧客へのアクセスを求める米国外の者及び米国外で業務を行うもののために申請

される。

a. 外国の規制制度の制定・実行に責任を有する政府機関

b. そのような者が会員となっている自主規制機関（SRO）

外国の規制制度の遵守が当該外国業者が米国規制制度を遵守した場合に米国内の者に対する保護と同等の制度を提供しているとCFTCが判断し、かつCFTCと業者の本国の規制当局間で情報交換協定がある場合には、CFTCは、一定の条件付きで当該外国の規制当局又はSROに一般的な免除を与える旨の命令を発出する。

a. CFTC規則30.10に基づきCFTC命令を受けた外国政府機関及びSRO

b. 審査中のCFTC規則30.10免除に対する要請

当該免除の確認を求める個別の業者は、当該外国規制当局又はSROに発出したCFTC規則30.10命令に定める一定の説明を行わなければならない。CFTC規則30.10の申請手続きについての詳細及びその必要とされる説明および条件並びに提出すべき資料に関するDCIOのガイダンスについては、次を参照すること。

a. 62 Fed. Reg. 47792（1997年9月11日）

b. Part30付録A

c. 規則30.10により必要とされる資料及び申立者が回答すべき質問に関するDCIO情報及びガイダンス

FCMに類似する方法で業務を行う国内及び外国の者は、CFTC規則30.10により与えられる免除にかかわらず、CFTC規則30.7に基づく保証金要件を遵守しなければならない。CFTC規則30.7により、米国の顧客から金銭、有価証券その他の財産の預託を受けたFCMは、そのような金銭、有価証券その他の財産を区分した口座で管理し、それらの顧客に対する現在の負債の全てをカバーし、充足するに十分以上の金額で管理しなければならない。CFTC規則30.7の保証金額要件に関する詳細な説明は、Part30

の付録Bを参照すること。

CFTCは、MFAにCFTC規則30.10免除の確認申請を行う業者が行う説明の適合性を検証し、当該免除が可能かどうかを確認する権限を与えた。70 Fed. Reg. 2621（2005年1月14日）

## 末尾資料1

### CFTC規則140.99免除、ノーアクション及び解釈に係るレター

#### (a) 定義

(1)免除レター (exemptive letter) とは、CFTCの部 (Division) の職員が発出する救済付与の書面であり、商品取引所法 (CEA)、それに基づく規則又はCFTCが発出する命令の特定の規定の適用を行わないものである。免除レターは、CFTCが免除権限を有し、その権限がCFTCから部に委任されている場合に当該部の職員が発出できる。免除レターは、そこに規定される救済について、CFTC及びその職員に義務を負わせる。当該免除レターは、当該受益者のみに有効である。

(2)ノーアクション・レター (no-action letter) とは、当該受益者が行おうとする取引又は行おうとする業務を行った場合に、CEA、CFTC規則、命令等の特定の規定の不遵守についてCFTCに処分を勧告しない旨CFTCの部又は総評議会の職員が発出する書面をいう。ノーアクション・レターは、それを発出した部又は総評議会のみ立場を表明するものである。ノーアクション・レターは、発出する部又は総評議会だけに義務を負わすもので、CFTC又は他のCFTC職員には義務を負わせない。当該ノーアクション・レターは、当該受益者のみに有効である。

(3)解釈レター (interpretative letter) は、CFTCの部の職員又は総評議会が発出する書面による助言又はガイダンスをいう。解釈レターは、発出する部又は総評議会だけに義務を負わすもので、CFTC又は他のCFTC職員には義務を負わせない。解釈レターは、当該受益者に加え他の者にも有効である。

(4)レターとは、免除、ノーアクション及び解釈に係るレターをいう。

(5)部とは、清算・仲介業者監視部又は市場監視部をいう。

#### (b) 一般要件

(1)レター発出は、完全にCFTC職員の裁量で行う。

(2)レター発出要請は、この条に規定する要件を遵守しなければならない。CFTC職員は、この条の要件を遵守しない要請に対して対応を拒否する又は対応しないでおくことができる。

(3)当該要請は、行おうとする取引又は行おうとする業務と関連しなければならない。特別の事情がない限り、CFTC職員は、行われた取引若しくは業務又は当該要請がCFTCに提出された日より前に行われた業務に基づくレターを発出しない。

(4)当該要請は、当該要請の対象となる業務又は取引を行う者により又は当該者を代理して行われなければならない。CFTC職員は、特定できないものによりなされた又は特定できない者のためになされたレター発出要請に対しては対応しない。

(5)(i)当該要請は、当該要請を行う理由となった全ての重要な事実及び状況をできるだけ欠けることのないよう説明しなければならない。

(ii)CFTC職員は、仮定の状況に基づく要請に対する対応を行わない。但し、要請を行う者は、行おうとする取引又は業務についての一つ又は複数の代替的な仕組み又は事実の状況を説明できる。但し、当該要請は、各代替的仕組み又は事実の状況についてこの条の規定を遵守しなければならない。

#### (c) 情報要件

レター発出要請は、次に掲げる情報要件を遵守しなければならない。

(1)(i)当該レターをある者の代理として求めている場合、当該者が行う要請には、次の事項を記載しなければならない。

(A)当該者の名称、主たる業務、電話番号及びNFAの会員である場合は、NFA登録ID番号。

(B)他の受益者のために当該レターを求める場合、当該他の受益者の名称及びNFAの会員

である場合は、NFA登録ID番号。

(ii)当該レターをある者の代理として求めており、当該要請が当該者以外の要請者により行われる場合、当該要請には、次の事項を記載しなければならない。

(A)当該要請者の名称、主たる所在地及び電話番号。

(B)当該レターをある者の代理として求める場合、当該者の名称及びNFAの会員である場合は、NFA登録ID番号。

(C)当該者が他の受益者のために当該レターを求める場合、当該他の受益者の名称及びNFAの会員である場合は、NFA登録ID番号。

(iii)当該要請には、CFBTCが資料の追加を必要とする場合の連絡先の氏名、住所及び電話番号を記載しなければならない。

(2)当該要請が関連するCEA及び／又はCFBTC規則、命令等の特定の規定の条の番号は、当該要請の最初のページの上右端に記載しなければならない。

(3)当該要請には、次の資料を添付しなければならない。

(i)当該要請に表明された重要な事実が真実であり、欠けるところがないという事実を知る者による証明。次の様式であれば十分である：

私は、添付された（ ）日付手紙に記載された重要な事実が私の知る限りにおいて、真実でかつ欠けるところがないことを証明します。

(役職及び氏名) \_\_\_\_\_

(ii)当該レターを当該者の代理として求める場合又は当該者から権限を受けた代理人が求める場合、レターの発出前に当該要請で行われた重要な表明が真実でなくなりかつ欠けるところがあるようになった場合、当該者によるCFBTC職員が事実及び状況の重要な変更について速やかに

書面により報告を受けることを確実にすること。レターの発出後に事実又は状況の重要な変更が生じた場合には、当該レターを代理人を通じて求める場合の当該者（又は当該変更時の当該者から権限を受けた代理人）は、速やかにその旨をCFBTC職員に届け出なければならない。

(4)当該要請は、要請する救済及び求めるレターの種類を特定し、レターが必要な理由を明確にしなければならない。当該要請は、関係する法律上及び事実関係上の問題点の全てを特定し、当該レターの発出を支持する法律上かつ公益上の根拠について論じなければならない。

(5)当該要請は、CEA、CFBTC規則、命令等の規定、司法上の決定、行政上の決定、関係法令上の解釈及び方針書を含む関係法令等の規定の全てに対する参照を記載しなければならない。不利な規定についても引用され、論じなければならない。

(6)当該要請は、当該要請に係る状況に類似する状況において対応したCFBTC職員の発出したレター（不利なレターを含む。）で公開されているものを特定しなければならない。これらのレターの発出に対する必要不可欠なそれ以前のレターに付された条件を特定しなければならない。特定の課題に関する以前のレターの包括的な再引用は、それが繰り返しとなり、当該要請について検討するにあたって当該職員の手助けにならない場合、以前のレターのうちの代表的な例の引用だけで十分である。

(7)要請に係る免除救済、ノーアクション又は解釈のガイダンスが拒否された場合には、当該職員は、代替的な救済の付与又は代替的な立場の採用を考慮することを依頼できる。

(d) 提出要件

レター発出要請は、次に掲げる提出要件を遵守しなければならない。

(1)当該要請は、書面により提出され、サインがなければならない。



(2)指定契約市場、登録デリバティブ取引執行施設、免除商業市場、免除取引所、特定の取引の特質及びそれらの施設のいずれかで取引しなければならない要件から免除または除外されているかどうか、外国取引端末、ヘッジ免除及び市場ポジションの報告を管轄するCEA、CFTC規則、命令等の規定に関連するレター発出要請は、CFTCの市場監視部の部長宛(Three Lafayette Centre, 1155 21st Street, NW., Washington, DC 20581)提出しなければならない。CEA及びCFTC規則の他の全ての規定に関連するレター発出要請は、CFTCの清算・仲介業者監視部の部長宛(Three Lafayette Centre, 1155 21st Street, NW., Washington, DC 20581)提出しなければならない。当該要請は、電子メールで(市場監視部宛に提出する要請については、dmoletters@cftc.gov又は清算・仲介業者監視部宛に提出する要請については、dmoletters@cftc.gov)提出し、当該要請のサインされた書面による写は、電子的な提出の立証を目的として10日以内に市場監視部又は清算・仲介業者監視部に提出しなければならない。

#### (e) 職員の対応の様式

この条による要請に対する対応は、書面により、適切なCFTC職員のサインがあり、受取人に対し最終的な様式により伝達されたものでなければ、効力を有しない。レター発出要請に対し、対応を怠った場合、当該要請の認可の構成要素とはならない。この条のどの規定も、CFTCの職員が裏書保証その他の書面による対応によりレター発出要請に対応することを妨げない。

#### (f) 要請の取消し

(1)レター発出要請の取消しは、当該レターを当該者の代理として求める場合又は当該者から権限を受けた代理人が求める場合、取消し要請書をCFTC職員に提出することによって可能である。取消し要請は、当該者のサインがされ、当該者が行おうとする

取引又は業務を続行するかどうかについての記載が必要である。

(2)レター発出要請は、当該者から権限を受けた代理人が求める場合、当該代理人は、いつでも説明なく代理人であることをやめることができる。但し、速やかにその旨CFTC職員に通知しなければならない。

#### (g) 要請の不続行

CFTC職員が要請者から資料又は分析の追加を求め、当該要請者が30暦日以内に当該資料又は分析の提出を行わなかった場合、CFTC職員は、一般的に、当該要請の拒否を発出する。但し、CFTC職員は、その裁量で・資料及び／又は分析を提出する期間を延長することができる。

#### (h) 機密情報の取扱い

レターに対する機密情報の取扱いは、別途、本章の§ 140.98か§ 145.9に従って要請されなければならない。

#### (i) 他の条の適用

この条の規定は、次に掲げる事項の要件には影響せず、適用されない。

(1)本章§ §の4.5、4.7(a)、4.7(b)、4.12(b)、4.13(b)及び4.14(a)(8)等、CEA又はCFTC規則からの救済の請求を行う場合に提出しなければならない通知。

(2)CEA第4(c)条による免除の要請。

(3)本章の§ 41.33による免除の要請。

末尾資料2-1

### 第30.4 条登録要件

何人も、第30.5条に定める場合を除き、外国先物・オプション顧客を対象として、次の行為をしてはならない。

(a)商品取引所法に基づき先物業者として商品先物

取引委員会（以下「CFTC」）に登録しないで、外国先物・オプション取引に係る勧誘をし、又は注文を受け、及び、それに関連して、当該注文に係る取引の証拠金若しくは担保として、金銭、有価証券その他の財産を受け入れること（そのための信用供与を含む）。但し、外国先物・オプション業者（第30.1(e)に規定する）は、次の場合にはFCMとしての登録を要しない。

(1)米国FCMの第30.1条(d)に規定する外国先物・オプション顧客オムニバス口座から注文を受けるか、当該口座を開設しようとする場合

(2)第1.3条(y)に規定する米国FCMの自己口座(proprietary account)から注文を受けるか、当該口座を開設しようとする場合

(3)外国業者が米国内の関連会社の口座でその口座が第1.3条(y)に規定する自己口座であるものから注文を受けるか、当該口座を開設しようとする場合

このような外国先物・オプション業者には、この法律その他の規則の他の全ての規定が適用される。

これらの外国先物・オプション業者のうち上記の業務を行う米国銀行支店を有する者で第30.1条(b)(1)から(6)の条件に適合する者は、FCMとして登録を必要としない。

(b)先物業者の外務員(associated person)として登録している個人を除き、商品取引所法に基づき仲介業者(introducing broker)としてCFTCに登録しないで、外国先物・オプション取引に係る勧誘をし、又は注文を受け、及び、それに関連して、当該注文に係る取引の証拠金若しくは担保として、金銭、有価証券その他の財産を受け入れること（そのための信用供与を含む）をしない場合。

(c)商品取引所法に基づき商品プール管理者(commodity pool operator)としてCFTCに登録しないで、直接若しくは間接に外国先物・オプション取引を行う目的で、投資信託その他類似の形態の性

格を有する業務を行うこと、及び、それに関連して、出資の勧誘をすること若しくは出資により資金、有価証券その他の財産を受け入れること。ただし、この登録要件は、米国外に所在する投資信託その他類似の形態であって、1940年投資会社法に基づき投資会社として登録を受け、その有価証券が1933年証券法に基づき登録を受けているもの、又はさもなければそれらの登録要件の免除を受けている場合であって、さらに、当該米国外に所在する投資信託その他類似の形態の参加者及び資産価値の10%以下が外国先物・オプション顧客により保有されている場合には適用しない。

(d)商品取引所法に基づき商品取引顧問(commodity trading advisor)としてCFTCに登録しないで、外国先物・オプションの特定の取引を推奨する系統立ったプログラムに基づいて当該顧客の口座を運用するための勧誘をすること又は約定を締結すること。ただし、この「商品投資顧問」には、銀行、信託会社、メディア、弁護士、年金基金、外国取引所、保険会社等が本来の業務に付随して行う場合は、含まれない。先物業者、仲介業者、商品プール管理者若しくは外務員としてCFTCに登録している者又は第30.5条により登録を免除されている者は、商品取引顧問としての登録を要しない。

末尾資料2-2

### 第30.5条 非居住者に対する代替手続き

本章の規定によりCFTCに登録しなければならない米国外に所在する者は、先物業者として登録しなければならない者を除き、全米先物協会(NFA)に登録免除の申請をすることができる。その場合、手続きの代理人を指定しなければならない。本条の規定により免除の確認を受けた者は、本章の登録の対象となる全ての取引を登録先物業者又は第30.3条(b)の規定により第30.10条の免除の確認を受けた外

国業者を通して行わなければならない。

(a) 手続きに係る代理人

本章の規定により登録免除を受けようとする者は、その取引相手である米国に所在する先物業者又は手続きのための代理業務を行う米国に所在する先物業者その他の者と書面による代理人契約を締結し、当該契約により、当該先物業者その他の者にCFTC、米国法務省、自主規制機関若しくは外国先物・オプション顧客との通信・連絡を行うことを目的とする代理業務を行う権限を与えなければならない。書面による代理人契約を取引相手の先物業者以外の者と締結した場合には、当該先物業者若しくは取引相手である第30.10条により免除の確認を受けた外国業者は、当該代理人契約において明確に特定されなければならない。CFTC、米国法務省、自主規制機関若しくは外国先物・オプション顧客から当該者への通信・連絡は、当該契約により有効でなければならない。CFTCが別に定める場合を除き、本条で定める契約は、NFAの登録部長宛に提出し、その写しをNFAの法令遵守部長宛に提出しなければならない。

(b) 契約の終了

本条(a)に定める契約が終了したとき又は失効したときは、契約の当事者である先物業者その他の者は、直ちにNFA法令遵守部長及び取引相手の先物業者に通知しなければならない。

先物業者は、通知を受け取ったときは、手仕舞いする場合を除き、当該契約を締結した者から外国先物・オプション顧客のための注文を受けてはならない。本条(a)の契約の終了にかかわらず、当該契約の終了以前に成立した取引に関する当該契約によるCFTC、米国法務省、自主規制機関若しくは外国先物・オプション顧客から当該者への通信・連絡は、有効でなければならない。

(c) 他の規則の適用

米国外に所在し、本条(a)の規定により仲介業者、商品プール管理者又は商品取引顧問として登録を免除される者は、第1.37条、第1.57条及び第30.6条の規定を遵守しなければならない。

※（編集注）第1.37条は顧客情報の記録、第1.57条は仲介業者の業務に関する規定。

(d) 記録の閲覧

本条(a)の規定によりCFTCへの登録を免除された者は、CFTC又は米国法務省の要請があったときは、当該要請に係る本章に基づき保存しなければならない記録を当該者が当該要請を受けてから72時間以内に米国内の指定された場所に提出しなければならない。

末尾資料2-3

### 第30.10条 免除の申請

(a)本章の要件により悪影響を被る者は、CFTCに当該要件からの免除を申請できる。当該申請では、免除されるべきだとする具体的な理由を挙げなければならない。CFTCは、免除の付与が公益又は免除対象を求める規定の目的に反しないと申請者がCFTCに認めさせた場合、当該免除を付与することができる。提出された書類に基づき免除が付与されるか、又は申請が拒否される。当該申請には、CFTCが適当と認める条件を付すことができる。

(b)本条の免除を申請する外国の者は、米国銀行支店を有するかどうかにかかわらず、次に掲げる条件を満たすことで当該免除に適格とする。

- (1)米国銀行支店が米国内で先物・オプション取引を、自己の勘定で行う場合を除き、行わないこと
- (2)米国銀行支店が外国業者に外国先物・オプション顧客について照会しない、もしくは外国業者の外国先物・オプション取引に関与しないこと
- (3)外国銀行支店が、登録先業者を通じる場合を

除き、外国先物・オプション顧客のために外国先物・オプションの勧誘もしくは取引、又はPart30に関連する業務に携わらないこと

(4)外国業者が外国先物・オプション取引に関する全ての帳簿を米国外で保管すること

(5)外国業者及びその米国銀行支店がCFTC、NFA又は米法務省の要請があった場合には72時間以内に帳簿を提出すること

(6)通常の業務の過程であっても、米国銀行支店が米国内で外国先物・オプションの取引のために外国業者の外国先物・オプション顧客と関係を持たないこと。

#### 末尾資料2-4

#### 付属書A-CFTC規則第30.10条の規定によるCFTCの免除権限についての解釈

CFTC規則第30章は、外国取引所で行われる先物・オプション取引の米国内での販売を規制する。CFTCは、第30.10条に基づき、申請があった場合には、本章の要件を免除できる。第30.10条は、次のように定める。

本章の要件により悪影響を被る者は、CFTCに免除を申請できる。当該申請では、免除されるべきだとする具体的な理由を挙げなければならない。CFTCは、免除の付与が公益又は免除対象を求める規定の目的に反しないと申請者がCFTCに認めさせた場合、当該免除を付与することができる。提出された書類に基づき免除が付与されるか、又は申請が拒否される。当該申請には、CFTCが適当と認める条件を付すことができる。

第30章の規制対象となる者は、本条の規定で明らかかなように、CFTCに対し免除の申請ができる。ただしCFTCは、これらの規則の実施にあたって、米国顧客に直接外国先物・オプション取引の勧誘をし、注文を受ける米国外に所在する者で、その所在する国において米国と同等の規制制度の対象であるもの

が第30.10条に基づき、さもなければ当該者に適用される要件の一部若しくは全部の免除を申請できることを特に注記した。本解釈は、CFTCが特定の規制制度がCFTCの制度と同等であるかどうかを決定するにあたって評価する要素を定める。

ただしCFTCは、本解釈が全てを網羅しているわけではなく、申請者は、特定の規制制度の他の面での情報を提出でき、CFTCが提出を要請することもできることを強調したい。これに関連して、CFTCは、海外の制度がCFTCの規制制度のそれと同一の要素を持たないとしても、規制制度の要素の方針が基本的に一致しているかどうかを決定する幅広い裁量を有し、逆に海外の当局が特定の要素を実際にどのように適用しているかを評価できる。このように、例えば、特定の規制制度が同等であるかどうかを決定するためには、さもなければ海外に所在する特定の種類の顧客が免除を受けることができるにも関わらず、その制度に基づく規則が米国の顧客全てに適用されるかどうかである。従って申請者は、規制制度の程度や種類の違いがあるとしても、同等性(comparability)並びに当該方針及び目的が一致するとする理由について具体的に挙げなければならない。

免除が適用されようとする者が当該者の業務について第30.5条の規定により、さもなければ本章の規定により手続きを行う代理人を指定して米国内での管轄当局に提出し、米国内での業務の開始又は終了についてNFAに通知することに合意しない場合には、基本的には免除は付与できない。これに関連して、当該者は、免除を受けるためには、米国内で業務を継続することの確認をすることの要請に応えることに合意しなければならない。

米国外に所在する者は、自分自身のために免除を申請でき、又は関係規制制度の施行に責任を有する政府機関若しくは当該者が会員である自主規制機関を通して原則的な免除を申請できる。申請者が適当であるかどうかは、判断事項であり、免除を申請す

る当事者が決定することでもある。ただしCFTCは、当該規制制度に責任を有する政府機関若しくは自主規制機関により申請書が提出される場合には、より効率的に申請を審査できるであろうことを注記する。

これに関連して、次により詳細に説明するように、同等性に基づく基本的な免除は、CFTCと関係政府機関若しくは自主規制機関の間の適当な情報交換協定締結を条件とする。私的な仕組みに基づき要請される情報交換を妨げる可能性のある遮断する法制度の適用性についての当該適当な政府機関からの表明も考慮される。最後に、CFTCは、免除の要請を考慮するにあたって、CFTCが規制する米国内の者若しくは商品が免除を申請する国で先物関連業務を営むことができるかどうか又は販売できるかどうかについても考慮する。

CFTCの考えでは、同等の規制制度としての最低限の要素には、(1)顧客注文を勧誘し、受ける者の登録、許可その他の形式の免許等、適合性の審査又は資格審査、(2)顧客資金を受け入れる者に対する資本要件、(3)不正使用からの顧客資金保護、(4)記録作成及び報告要件、(5)先物・オプション取引のリスク、特に国内法の管轄外で行われる取引のリスクの開示を含む最低限の販売行為基準、並びに(6)法令遵守、を含む。

## 資格

国内法に基づき、登録により、CFTC、公衆及び他の政府機関に当該個人及び法人が顧客注文を勧誘し、注文を受けるための適切な許可を受け、かつ健全であることを識別できること。当該手続きが、CFTCに対し、NFAを通して申請者が公衆と取引するのに不適であるかどうかを決定する機会を提供することも同じく重要である。これに関連して、ある者がその代表者を通してCFTCに登録するのに適しているかどうかを決定する基準は、商品取引所法第8a条(2)から(4)までに規定されている。業者の健全

性についての情報を速やかに取得できること及び関係当局による会員資格及び許可基準についての適用並びに基準そのものがCFTCが同等性を審査するにあたって考慮される。

## 資本要件

顧客資金を取り扱う者に対する資本要件には少なくとも3つの考慮事項がある。まず最初に、顧客の債務不履行時、当該顧客の損失が他の顧客のために保有する資金に悪影響を与えないための余裕と緩衝があることである。次に、当該者がその業務を行うために十分な資金を有し、従って顧客資金を自己のために不正使用する可能性を少なくすることを確実にすることである。最後に、顧客資金を保有する当該者がその業務に財務的な関係を有し、従って真剣になることを確実にすることである。同等性を審査するにあたっては、資本に関する規則又はそれに相当するものを考慮するとともに、証拠金不足に対応する範囲内で、ある顧客の損失から別の顧客を保護することができるような顧客の損失保障、清算保証及び分別管理に関する規定又は顧客信託計算及び会計要件のための規定を考慮する。

## 顧客資金

商品取引所法は、顧客資金について当該資金を保有する者の資金からの厳密な分別管理を求めている。この要件の主要目的のひとつは、これらの資金を顧客の意図する目的とは異なる目的に不正使用することを防ぐことである。そのような不正使用は当該顧客だけでなく市場全体に影響を及ぼす可能性がある。分別管理の目的は、業者の破産時に顧客の資金が口座を管理する業者の他の債務ではなく、当該顧客に対する当該業者の債務を履行するためだけに支払われるようにするために、当該顧客の預託資産を当該業者ではなく、当該顧客の資産として識別することでもある。CFTCは、顧客資金の保護の同等性を審査するにあたって、詐欺からの保護と同じく

関係法に基づく破産時の顧客資金の保護も考慮する。

#### 帳簿書類の作成・保存及び報告

帳簿書類の作成・保存要件は、長くCFTCの規制制度の要と認識されてきた。報告及び帳簿書類の作成・保存要件は、登録業者が商品取引所法及びCFTC規則の規定や命令に従って業務を行っているかどうかを決定するための助けとなる。同様に、報告要件は、顧客が自分のために執行された取引について速やかに報告を受けることを確実にし、従って市場での顧客の建玉について理解し、自分の理解とは異なる取引に対し異議を申し立てることができるようにする。CFTCは、同等性を考慮するにあたって保存される記録の種類、その記録により資金及び取引の状況を捕捉できるかどうか、及び保存期間と下で説明する情報交換協定に基づき記録を提出させることができるかどうかを考慮する。

#### 営業上の行為基準

米国議会は、1982年、詐欺又は不実表示から顧客を保護するための営業上の行為基準の重要性を再確認し、CFTCに登録する先物協会に対し、その会員の営業行為を監督する規則の制定を求めた。CFTCは、一貫して、先物・オプション取引のリスクについての書面による開示が見込み客にそれらのリスクについて理解させ、さもなければ誤解を与えず、かつ他の適切な開示を行うことを確実にすることが必要不可欠であると規定してきた。CFTCは、開示の種類と方法及び開示要件の適合を確実にするための仕組み、そしてとりわけ、一任口座の取扱い、例えばCFTC規則第166.2条は外国先物・オプション取引を一任する意図を示す書類を求め、を審査する。

#### 法令遵守

最後に、CFTCは、制度の同等性を審査するにあたって、同制度の要件の遵守に関する監査及び違反

者に対し適切な処分を行うための政府当局又は適当な自主規制機関が行う手続きを審査する。

#### 情報交換

上で注記したように、基本免除には、CFTCがその規制責任を履行するために必要な情報を得ることを確実にするためのCFTCと適当な政府機関若しくは自主規制機関との間の情報交換協定の締結も必要である。この協定の対象となる情報の種類としては、先ず第一に、国内市場を監視し、外国市場で取引する国内顧客を保護するために必要な情報である。

外国取引を行う国内顧客の保護に関係する可能性のある業者に関する情報には、(1)登録の資格を有すること、(2)代表者の氏名、(3)現在の資本、(4)顧客資金の預託先、(5)主たる事務所及び支店の所在地、(6)取引所及び自主規制機関の会員資格、(7)CFTC様式7-Rで開示を必要とする情報のような不名誉な情報の存在、(8)業務に制限が課された場合の通知、(9)分別管理資金の不足又は資本不足の場合の通知、(10)顧客資金不正使用の場合の通知、並びに(11)懲戒処分又は取引所若しくは自主規制機関による除名処分の場合の通知、が含まれる。CFTCとしては、上に掲げる情報の多くは、ほとんどの国で通常の過程で公になるものとする。CFTCはまた、外国の建玉を管理することにより国内業者に生じるリスクに関する財務情報を直ちに得る必要があることもある。

CFTCは、当該業者の財務の安定性及び信用度に関連する情報に加え、注文の執行及び価格を確認し、顧客資金の状況を捕捉できるような取引状況に関する情報を得ることができなければならない。そのようなデータには、(1)業者が1若しくは複数の米国顧客のために注文を受けたこと、(2)注文が取引所で1若しくは複数の米国顧客のために執行されたこと、(3)業者が米国顧客の取引を担保するための資金を受け取り、適当な預託機関に預託したこと、並びに(4)取引が執行された価格及び価格情報を得ること、に基本的に関係する記録、を含む。

そのような情報は、業務の通常の過程で記録・保存される可能性が高い。顧客資金の状況の捕捉は、資金の本国送還に係争になっている支払不能の場合に最も必要不可欠である。

CFTCは、「市場混乱」の調査に関して、建玉保有者とその建玉数量の確認を含め、関係建玉データ情報を求めることもある。これは、統合された市場の場合に特に必要である。

CFTCは、ここでいう情報交換協定は、情報の交換に関してより正式な協定の代替ではなく、またそのような正式な協定を排除するものでもないことを強調したい。

## ■世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高（2010年上半期）

（概況）

2010年上半期における世界主要52先物取引所<sup>\*</sup>の金融・証券先物・オプション取引の出来高は98億4,162万枚で、前年同期に比べ22.3%増加した。

※ 金融・証券先物・オプションを取引する取引所のみ。持株会社下に複数の市場がある場合は市場ごとに計算。

表1 2010年1～6月出来高の上位10取引所<sup>\*</sup>

（単位：枚）

取引所	2010年1～6月	2009年1～6月
1. 韓国取引所（KRX）	1,781,536,153	1,464,666,838
2. Eurex	1,079,957,531	901,150,717
3. シカゴ・マーカントイル取引所（CME）	875,149,358	754,186,879
4. インド証券取引所（NSEI）	783,897,711	397,729,690
5. シカゴ・オプション取引所（CBOE）	609,657,557	710,033,806
6. ライフ・ロンドン市場（Liffeロンドン）	597,031,228	434,930,080
7. インドMCX証券取引所（MCX-SX）	465,037,848	54,770,235
8. シカゴ商品取引所（CBOT）	443,287,350	323,406,553
9. サンパウロ証券取引所（BOVESPA）	424,313,489	235,441,786
10. インターナショナル証券取引所（ISE）	405,583,402	642,607,749

表2 主要グループの出来高

（単位：枚）

グループ	2010年1～6月	2009年1～6月
1. CME（CME, CBOT, NYMEX）	1,571,345,534	1,233,607,627
2. Eurex（Eurex, ISE）	1,485,540,933	1,543,758,466
3. NYSE Euronext（Liffe, NYSE Arca, Amex, NYSE LIFFE）	1,211,072,791	951,735,208
4. BM&F BOVESPA	727,962,093	424,295,918
5. CBOE（CBOE, CFE）	611,323,954	710,336,314
6. Nasdaq OMX（Nordic, PHLX, Nasdaq Options, Nord Pool）	508,520,414	526,520,182
7. ICE（US, Europe, Canada）	166,310,032	127,245,121

※ 金融・証券先物・オプションを上場していない取引所を除き、各取引所の出来高には穀物・金属等の非金融・証券先物・オプションを含む。

商品ごとに1枚あたりの想定取引価額が異なるので、想定取引価額ベースの順位は大きく異なる。例えば、KRXのKOSPI200オプション1枚の取引金額は約1.9万ドルで、CMEのユーロドル預金（3ヵ月）先物の約1.9%、日経225オプションの約18%、NSEI及びMCX-SXの米ドル・インドルピー先物の1枚の取引金額は1,000ドルで、CMEの通貨先物の約1%です。

今回の2009年1～6月及び2010年1～6月には、会報第82号のレポートには含まれていなかったMCX-SX及びCBOE、ISE、PHLX、AMEX等におけるETFオプションを含む。

取引所別には、表1のように、1位の韓国取引所（KRX）、2～10位にはEurex等の欧州主要市場とCMEの米国勢が合わせて5、インドの取引所が2、ブラジルの取引所が1となった。11位～13位は、米国PHLX、ブ



ラジルBM&F、ロシアRTSとなった。1億枚を超える取引所は、15（09年1～6月は14、08年1～6月は14）あった。

商品種類別には、表3のように、通貨先物が、CMEで前年比80%のほか、インド、ロシア等の新興市場において大きく増加した。

表3 商品種類別の全取引所合計出来高

（単位：枚）

	2010年1～6月	2009年1～6月	増減（▲）率%
金利先物	1,309,190,113	935,125,192	40.0
金利オプション	350,625,864	273,531,655	28.1
通貨先物	1,210,275,333	332,179,019	264.3
通貨オプション	27,914,038	19,730,714	41.4
株価指数先物	1,199,086,878	1,131,281,418	5.9
株価指数オプション	2,440,068,082	2,006,370,912	21.6
個別株先物	656,872,114	514,213,123	27.7
個別株オプション	2,647,597,335	2,834,194,824	▲6.5
金融・証券先物・オプション合計	9,841,629,757	8,046,626,857	22.3
その他先物	1,310,329,120	955,439,649	37.1
その他オプション	69,525,783	62,714,774	10.8
総合計	11,221,484,660	9,064,781,280	23.7

各商品別には、表4のように、株価指数先物・オプションが上位10位中の5商品を、金利先物が3商品（短期金利2商品、長期金利1商品）、通貨先物が2商品を占めた。なお、昨年の上半期には株価指数先物・オプションが6商品、金利が4商品を占めていた。NSEIの通貨先物やBM&Fの金利先物が登場する一方、上位の常連であったEURIBOR先物やドイツ国債先物がそれぞれ11位・12位と、10位以内に入らなかった。

表4 2010年1～6月出来高の上位10商品\*

（単位：枚）

	2010年1～6月	2009年1～6月
1. KOSPI200株価指数オプション（KRX）	1,671,466,852	1,375,065,894
2. 米ドル・インドルピー通貨先物（MCX-SX）	418,076,958	54,770,235
3. 米ドル・インドルピー通貨先物（NSEI）	386,131,044	58,482,613
4. E-Mini S&P500株価指数先物（CME）	299,603,633	308,764,146
5. ユーロドル預金（3ヵ月）先物（CME）	268,701,142	211,467,079
6. S&P CNX Nifty株価指数オプション（NSEI）	221,430,570	146,706,110
7. EURO STOXX50株価指数先物（Eurex）	205,280,712	178,923,108
8. EURO STOXX50株価指数オプション（Eurex）	152,096,740	158,065,696
9. T-Note（10年）先物（CBOT）	141,461,355	85,640,301
10. 銀行間金利（1日）先物（BM&F）	137,402,877	84,962,560

※ 個別株先物及び個別株オプションを除く。

※ オプションは、ミッドカーブ・オプションを含む。

## (米国)

シカゴの3取引所のうち、CMEは取引所全体の出来高が8億7,514万枚（前年同期比16.0%増）となり、米国第1位の出来高を維持した。商品種類別には、短期金利が3億6,621万枚（同24.7%増）、通貨が1億2,035万枚（同80.4%増）、株価指数が3億7,601万枚（同▲2.0%）、生牛・生豚などの商品及び気温指数が1,256万枚（同16.9%増）であった。

CBOTも取引所全体の出来高が4億4,328万枚（同37.1%増）と増加した。主力商品である2～30年の米国債先物・オプション（全体に占める割合が65.1%）が3億1,971万枚（同52.8%増）、フェドファンド先物・オプションが1,189万枚（同83.2%増）、株価指数が1,843万枚（同▲19.6%）、農産物・金属等が9,001万枚（同8.1%増）などであった。

CME、CBOT及びNYMEXと合わせて、CMEグループ全体では15億7,134万枚で、Eurexグループを追い抜くことになる。

そのほか、株価指数及び個別株オプションを主力商品とする取引所は、CBOE4億4,328万枚（同37.0%増）、ISE4億558万枚（同▲36.8%）、PHLX3億9,878万枚（同1.6%増）、NYSEArca2億7,330万枚（同0.1%増）、NYSEAMEX2億1,213万枚（同56.0%増）であった。

また、主要投資銀行により設立され、2009年7月に米国債先物の取引を開始したELXは、662万枚であった。対CBOTシェアは、2.3%である。

※ 取引所全体の出来高には、穀物・金属等の非金融・証券先物・オプションを含む。以下同じ。

CME及びCBOTでの電子取引の出来高の全体の出来高に対するシェアは、84%（前年同期84%）であった。

## (その他の米州)

ブラジルBOVESPAは、全商品で4億2,431万枚（同80.2%増）、ブラジルBM&Fは、銀行間金利（1日）先物・各種オプションなどが増加し、全商品で3億364万枚（前年同期比60.7%増）、メキシコ・デリバティブ取引所（MexDer）は、短期金利が減少し、全商品で2,024万枚（同▲29.8%）、アルゼンチン・ロサリオ先物取引所（ROFEX）は、通貨先物が増加し、全商品で2,823万枚（同23.4%増）であったほか、カナダ・モントリオール取引所（MX）は、短期金利先物が増加し、全商品で2,193万枚（同32.2%増）であった。

## (欧州・アフリカ)

Eurexは、金利先物・オプションが増加し、全商品では10億7,995万枚（同19.8%増）となった。

Liffeロンドン市場は、EURIBOR先物及び英ポンドの短期金利などが増加し、全商品では5億9,703万枚（同37.2%増）となった。Liffeグループのアムステルダム市場、パリ市場及びリスボン市場は若干の増加、ブリュッセル市場は減少で、グループ全体では、7億2,320万枚（同33.7%増）であった。

ロシアのロシア取引システム証券取引所（RTS）は、通貨先物及び株価指数先物が増加し、全商品では2億8,075万枚（同40.1%増）、モスクワ銀行間通貨取引所（MICEX）は、個別株先物が増加し、全商品で1,208万枚（同22.0%増）となった。

SAFEXにおいて、全商品では8,748万枚（同0.4%増）にとどまったが、2006年6月に上場した配当先物は、全種類で1,963万枚（同150.8%増）となった。

#### (日本)

東京金融取引所 (TFX) は、ユーロ円3 ヶ月金利先物・オプションが減少したが、取引所為替証拠金取引が増加し、全商品で6,013万枚 (前年同期比53.8%増) となった。

大阪証券取引所 (OSE) は、Mini日経225先物が増加し、全商品では9,520万枚 (同23.1%増) になった。東京証券取引所 (TSE) は、全商品では1,322万枚 (同3.7%増) となった。

#### (その他のアジア・太平洋地域)

KRXは、米ドル/韓国ウォンを中心とした通貨先物の全体的な増加や、KOSPI200株価指数オプションの増加 (同21.5%増) などにより、全商品では17億8,153万枚 (同21.6%増) となった。

インドNSEIは、通貨先物が増加し、全商品では7億8,389万枚 (同97.0%増) となった。通貨先物を上場するMCX-SXは、4億6,503万枚 (同749.0%増) となった。

シドニー先物取引所 (SFE) は、金利先物が増加し、全商品では4,155万枚 (同38.3%増) となった。

香港先物取引所 (HKFE) は、全商品で5,313万枚 (同4.6%増)、台湾先物取引所 (TAIFEX) は、全商品で7,043万枚 (同▲3.6%)、シンガポール取引所デリバティブ市場 (SGX-DT) は、日本、インド、台湾などの株価指数先物が増加し、全商品では2,969万枚 (同15.4%増) であった。

## 1. 英国、金融機関の監視機能を再度BOEへ (PR 6月16日)

2010年5月に発足した保守・自由民主党の連立政権は、金融安定化のため、中央銀行内に金融基本方針委員会 (FPC) を設置するなどの方針を表明した。この他、具体的な規制機関として、中央銀行の下部機関として健全性規制機構 (PRA) を設置し、銀行等の預金受入機関の安全性規制を行い、独立した機関として、消費者保護・市場機構 (CPMA) を設置し、業者の行為規制及び消費者保護を行う。また、現在の金融サービス機構 (FSA) は廃止する。

なお、1997年5月には、労働党が総選挙で勝利し、中央銀行の銀行監督部門や各規制機関を統合したより効率的な規制システムを導入する方針を表明した。この方針に基づき、98年6月、中央銀行の銀行及び市場の監督・監視部門がFSAに統合され、さらに証券先物協会 (SFA) 等各自主規制機関の職員の雇用契約をFSAとのものに切り替え、実質的な統合が行われた経緯がある。

## 2. CME、清算店頭デリバティブのための口座クラスを新設 (PR 6月17日)

シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) は、2010年5月に改正・施行されたCFTC規則Part190で「清算店頭デリバティブ (cleared OTC derivatives)<sup>\*1</sup>」が新たな顧客口座クラス<sup>\*2</sup>で管理することとされたことに伴い、CMEが清算を行った店頭デリバティブのための口座の区分管理を求める新規則を定める。対象は、これまで30.7Secured口座で管理されていた商品のうちのクレジット・デフォルト・スワップ、商品指数スワップ、金フォワード及び液体燃料運賃フォワード。

※1 取引所又はデリバティブ取引執行施設で取引されていないが、先物業者 (FCM) を通じて清算機関による清算が行われる建玉で、当該建玉に係る金銭、有価証券、証拠金等とともにCFTC規則に従って分別管理されなければならないもの又は清算機関の規則により清算店頭デリバティブのみの区分された口座で保管されなければならないものをいう。

※2 先物口座、商品オプション口座 (この2つの口座は混合可能。Section 4d Order)、外国先物口座、レバレッジ口座、受渡口座及び、FCMの破産についてのみ、清算店頭デリバティブ口座がある。

## 3. OCC、債務不履行基金を拡充 (PR 6月24日)

オプション清算会社 (OCC) は、債務不履行基金の必要額を単一の最大の清算会員が破産した場合に生じる損失又は無作為に抽出した2つの清算会員がほぼ同時に破産した場合に生じる損失のどちらか大きな金額に基づいて算出することとし、米証券取引委員会 (SEC) の認可を申請した。現在は、証拠金必要額の一定の割合となっている。OCCによれば、2008年2月から2009年9月までの期間の例では、債務不履行基金は10%増加し、2008年9月及び10月だけをとれば、それぞれ31%及び27%の増加となる。OCCは、8オプション取引所の清算機関となっている。

## 4. ASIC、市場監視業務を開始 (PR 7月8日)

オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) は、8月1日、市場監視業務をオーストラリア証券取引所 (ASX) から引き継ぐ。(会報第82号44頁参照)

## 5. CFTC、口座所有者情報及び口座管理者情報の報告規制を強化へ (PR 7月12日)

米商品先物取引委員会 (CFTC) は、市場監視及び取引パターンの追跡のために、米国の先物取引所等で

取引を行う口座について、口座所有者、口座管理者その他の情報提供を義務化する規則の提案を行った。情報提供には口座所有・管理報告書（OCR）を使用し、先物取引所等が報告義務者としてCFTCに定期的に提出しなければならない。報告が必要なOCRデータには、口座所有者又は口座管理者の口座番号、氏名・名称、住所、生年月日、NFAのID番号等がある。

#### 6. 米議会、金融規制改革法案を可決（PR 7月15日）

米議会は、金融危機再発防止に向け、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法案（金融規制改革法案）を可決した。同法案は、金融機関による自己取引を規制し（ヘッジファンドへの投資は自己資本の3%まで、ヘッジ目的以外のデリバティブ取引の禁止等）、店頭デリバティブに対する広範囲の規制（自己資本規制要件の強化、標準化されたデリバティブの取引所又はスワップ執行施設での取引及び集中清算機関での清算の義務化など）、金融関係当局から構成される金融安定化監視評議会（FSOC）を設置してシステムリスク（連鎖破たん）を防止する、消費者金融保護庁（CFPA）を設置してサブプライム・ローンなどの金融商品を監視する、運用資産1億ドル以上のヘッジファンドをSECに登録させ、開示義務を課すことのほか、CFTCが外国為替を含む店頭でのスワップ取引及びフォワード取引の監視を担当すること（SECは証券関連デリバティブを担当）などが盛り込まれている。（会報第81号差込頁参照）

#### 7. SMX、ユーロ・米ドル通貨先物を上場（PR 7月20日）

シンガポール・マーカンタイル取引所（SMX）は、取引を2010年8月に開始する。最初の商品は、ユーロ・米ドル通貨先物。取引単位は2.5万ユーロ、限月は当月及び3、6、9、12月の4限月で計5限月。最終取引日は限月の第3水曜日の2営業日前。最終決済はロンドン時間16時のLondon Currency Fixing Rateでの受渡決済。SMXは、インドMCX取引所等10取引所を運営するFinancial Technologies (India) Limitedが設立し、同じく8月に金、原油等の先物の取引を開始する。

#### 8. CFTC、金融先物トレーダー報告書を新たに公表へ（PR 7月22日）

CFTCは、「金融先物のトレーダー（TFF、Traders in Financial Futures）」と題する報告書を新たに公表する。CFTCはこれまで、週ごとの大口トレーダーの建玉データ（「COT（Commitments of Traders）Report」）を公表してきたが、今後はさらに、①ディーラー・仲介者、②資産運用者・機関投資家、③レバレッジ・ファンド及び④その他の4区分で公表する。①は、金融先物を販売することで手数料を得る所謂セル・サイドの市場参加者、②～④は、所謂バイ・サイドの市場参加者で、セル・サイドの市場参加者の顧客として、先物市場を投資、ヘッジ、リスク管理、投機、資産構成やデュレーションの変更のために利用する。TFFは、COTと同様、基準以上の建玉を保有する20以上のトレーダーの毎週火曜日の建玉について、先物のみと先物及びオプション混合とに分けて公表する。

#### 9. CMEグループのグリーン取引所、CFTC指定を取得（PR 7月23日）

CMEグループのグリーン取引所は、契約市場として指定を受けた。同じくCMEグループの取引所であるニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）で上場されている環境先物・オプション（EU排出権、EU排出削減量、地域温暖化ガス排出権等）がグリーン取引所に移管される。同グループとしては、4つめの取引所となる。取引はグローベックスにより行われ、清算はClear Portで行われる。

#### 10. CME、E-micro外為先物を受渡決済に（PR 7月25日）

CMEは、E-micro外為先物の最終決済方法をこれまでの差金決済から受渡決済に変更する。E-micro外為先物は、取引単位を標準の通貨先物の約10分の1（日本円通貨先物の場合、標準物が1250万円、E-microが1

万ドル)とし、価格の表示方法は、銀行間取引と同じ(標準物は1円あたりのドル、E-microは1ドルあたりの円)。ユーロ/米ドル、米ドル/円、英ポンド/米ドル、米ドル/カナダドル、豪ドル/米ドル、米ドル/スイスフランの6通貨ペアが上場されている。

#### 11. バーゼル銀行委、自己資本規制の改定で合意 (PR 7月26日)

バーゼル銀行委員会は、銀行の自己資本及び流動性規制について、自己資本の定義(少数株主持分、他の金融機関への出資、会計基準の差異の取扱い等)、取引相手リスクの取扱い(清算機関に預託する証拠金等のリスクウェイトは1~3%等とすべき)、レバレッジ比率(資産に対するTier1の比率を3%以上とする)及び国際的な流動性基準等について合意した。同委員会は、今年9月の会合で調整及び段階的導入について決定し、年末までに規制バッファー(逆張り型の資本積立てで、加熱時に拡大させ、ストレス時に崩す。)をまとめる予定。(会報第80号66頁、第84号63頁参照)

#### 12. ELX先物取引所、ユーロドル先物の取引所手数料を18セントに (PR 7月31日)

ELX先物取引所は、ユーロドル金利先物の取引所手数料(清算手数料も含む)を従来の取引数量に応じた手数料率から一律1枚当たり往復18セントに変更する。

#### 13. CFTC、先物業者破たん時の受託機関の役割について規則を改正 (PR 8月2日)

CFTCは、規則を改正し、先物業者が破たんした場合に、CFTCが決定すれば、受託機関が破たんした先物業者に代わってその顧客のために先物取引を続けることができるようにする。従来は、市場が開いているときに破産の申立てが行われることもあるが、その場合、受託機関は、先物業者の破産手続き開始直後に顧客の取引の処理を開始することはできず、受託機関が顧客の口座を別の先物業者等に移管するために時間を要することがあった。

#### 14. Eurex、KOSPI200 オプションを上場 (PR 8月30日)

Eurexは、韓国取引所(KRX)と提携し、KOSPI200オプションを8月30日に上場し、KRXが取引しない欧州及び米国の日中に取引を行う。Eurexでの各取引日の取引終了時、変動証拠金は韓国ウォンで授受され、ネットされた建玉残はKRXに移管される。関係会員に伝達された建玉情報は、店頭ブロック取引機能を使ってKRXのシステムに入力される。KOSPI200オプションは、単一の先物・オプションの商品の取引枚数としては、世界最大。

#### 15. CFTC、店頭FXの証拠金率規制を2%に (FR 8月30日)

米商品先物取引委員会(CFTC)は、一般顧客向け<sup>\*1</sup>店頭外国為替取引について、業者<sup>\*2</sup>が顧客から受け入れる証拠金額の想定元本に対する比率を全米先物協会(NFA)が定める比率を下限とする。但し、NFAが定める比率は、主要通貨ペア<sup>\*3</sup>は2%以上、それ以外の通貨ペアは5%以上でなければならないこととした<sup>\*4</sup>。このほか、オプションの売りは、同じく想定元本の2%又は5%、オプションの買いは、オプションプレミアムの全額、証拠金が不足する場合は追加証拠金を徴求するか、顧客の建玉を手仕舞いする。施行は10月18日。CFTCは、2010年1月に証拠金率を10%とすることを提案していた。

<sup>\*1</sup> 一般顧客とは、総資産1000万ドル未満若しくはリスク管理のために取引を行う場合は500万ドル未満の個人で、先物業者若しくは証券業者でない者、又は金融機関若しくは投資会社を除く総資産1000万ドル未満若しくは本業に関連して取引を行う場合は純資産100万ドル未満の会社、又は総資産500万ドル未満の商品プールをいう。

<sup>\*2</sup> 先物業者(FCM)(一般顧客向け店頭外国為替取引を行うが、主には取引所取引を行う。)又は新たに設けられた一般顧客向け外国為替取引業者(RFED, retail foreign exchange dealer)(主に一般顧客向け店頭外国為替取引を行う。)はCFTCに登録しなければならない。さらに今回、一般顧客向け店頭外国為替取引の仲介をするIB(introducer broker)、CTA(commodity trading advisor)、CPO(commodity pool operator)そしてその外務員

(associated person)にも登録が義務付けられた。なお、このほか、米国の金融機関、証券業者及び金融持株会社も一般顧客向け外国為替為替取引を行うことができる。FCMでもあるNFAの外国為替会員 (forex dealer member) は、8月現在18社。

※3 主要通貨ペアは、通貨ペアの両方が主要通貨であり、主要通貨は、NFAが定め、1年に1度以上見直す。現在NFAでは、英ポンド、スイスフラン、カナダドル、日本円、ユーロ、豪ドル、NZドル、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ及びデンマーククローネとしている。

※4 NFAは、9月28日、CFTCと同じ証拠金率とする規則改正をCFTCに申請した。

#### 16. CBOT、OTR米国債先物を上場 (PR 8月30日)

シカゴ商品取引所 (CBOT) は、直近に競争入札される2年、5年及び10年 (OTR、On-the-Run) の米国債の先物を上場する。取引は、入札予定の現物市場の入札前取引開始とともに開始され、入札後、次の米国債入札日の朝、OTR国債が「old (既発債)」となる2時間前に終了する。決済は、取引最終日のOTR米国債の現物市場の利回りに基づく差金決済。表面利率は4%、決済価格はISDAの指標スワップ・レートとスワップ・スプレッドから算出される。想定元本は10万ドル。最初の取引は、10月25日。OTR米国債は、米国債の中で最も流動性に富む。立会場及びGlobexの両方で取引される。

#### 17. インドの新取引所、通貨先物を上場 (PR 8月31日)

インドのUSE (United Stock Exchange) は、8月31日に取引を開始する。最初の商品は、米ドル・ルピー、ユーロ・ルピー、円・ルピー及び英ポンド・ルピーの4種類の通貨先物。取引単位は、それぞれ1000ドル、1000ユーロ、10万円、1000ポンド。限月は各暦月の12限月。最終決済は差金決済。USEに15%出資しているボンベイ証券取引所 (BSE) が取引のインフラなどを提供する。

#### 18. 世界の外国為替及びデリバティブ取引高調査結果 (PR 9月2日)

国際決済銀行 (BIS) が3年ごとに実施している世界53カ国の中央銀行等が参加し、約1,309の金融機関等を対象にした外国為替及びデリバティブ市場に関する調査によると、2010年4月に実施した今回の調査では、通常の外国為替市場での1日あたりの平均取引高は、3兆9,810億米ドル (以下、取引高の単位で用いる場合「ドル」という。) (前回 (2007年調査) 3兆3,240億ドル) となり、前回比、現在の為替レートでは19.7%増、為替変動調整後レートでは18.1%増となった。うち、スポットが1兆4,900億ドル (前回比48.2%増)、フォワードが4,750億ドル (同31.2%増)、スワップが1兆7,650億ドル (同2.9%増)。スワップのうち、74%が7日以内、25%が7日から1年、1%が1年以上。通貨別シェアは、米ドル84.9% (前回85.6%)、ユーロ39.1% (同37.0%)、日本円19.0% (同17.2%)、英ポンド12.9% (同14.9%)、豪ドル7.6% (同6.6%)、スイスフラン6.4% (同6.8%)、カナダドル5.3% (同4.3%) の順。その他の通貨でシェアが増加したのは、韓国ウォン1.5% (同1.2%)、シンガポールドル1.4% (同1.2%)、インドルピー0.9% (同0.7%)、ロシアルーブル0.9% (同0.7%)、トルコリラ0.7% (同0.2%)、ブラジルリアル0.7% (同0.4%) など。市場別シェアは、英国36.7% (同34.6%)、米国17.9% (同17.4%)、スイス5.2% (同5.9%)、日本6.2% (同5.8%)、シンガポール5.3% (同5.6%)、香港4.7% (同4.2%)、オーストラリア3.6% (同4.1%) の順。

OTC金利デリバティブの1日あたりの平均取引高は、2兆830億ドル (前回比現在の為替レートで23.5%増、為替変動調整後レートで23.9%増)。うち、スワップが1兆2,750億ドル (前回比5.3%増)、FRAが6,010億ドル (同132.9%増)、オプション等が2,080億ドル (同▲4.1%)。金利スワップのうち、ユーロ建てが5,620億ドル (同6.4%増)、米ドル建てが3,020億ドル (同▲6.2%)、英ポンド建てが1,420億ドル (同14.5%増)、日本円建てが1,140億ドル (同3.6%増)。OTC金利デリバティブ取引の市場別シェアは、英国45.8% (前回44.0%)、米国23.8% (同24.2%)、フランス7.2% (同8.1%)、日本3.3% (同3.5%)、シンガポール2.9% (同2.6%)、スイス2.9%

(同2.8%)の順。

(編集注) 2010年4月の当協会月次速報値参加会員58社(全会員に対するシェアは98.79%)による店頭外国為替証拠金取引の全通貨ペアの取引金額204兆9,915億円(1日当たり9兆3,177億円(≒991億ドル))のBIS調査による取引高に対するシェアは、取引全体に対しては2.4%(前回=店頭外国為替証拠金取引は2007年4月～6月の当協会集計出来高を65日で割算したものを2007年4月のBIS調査と比較したものは0.4%)、スポットのみに対しては6.6%(同1.4%)であった。月次速報値の米ドル・円の1日当たり取引金額468億ドルのシェアは、同じく8.2%(同0.9%)及び22%(同3.0%)であった。なお、月次速報値の通貨ペアの一方が円である取引金額180兆7,657億円(1日当たり8兆2,165億円(≒874億ドル))のBIS調査による円の取引高に対するシェアは同じく11.5%(同2.2%)及び30.8%(同7.5%)であった。

#### 19. 日本の外国為替及びデリバティブ取引高調査結果 (PR 9月2日)

日本銀行が2010年4月にわが国の銀行、証券会社等(外資系を含む)45社\*を対象に調査したわが国の外国為替及びデリバティブ市場に関する調査によると、外国為替市場での1日あたりの平均取引高は、3,013億米ドル(以下「ドル」という。)となり、前回(2007年調査)比26.4%増加した。うち、銀行間取引が1,832億ドル(前回比4.5%増)、対顧客取引が1,181億ドル(同86.8%増)。スポットが1,015億ドル(同0.5%増)、フォワードが316億ドル(同23.4%増)、スワップが1,683億ドル(同50.4%増)。通貨組合せ別シェアは、米ドル・日本円62.3%(前回58.2%)、ユーロ・米ドル9.5%(同10.8%)、ユーロ・日本円8.6%(同5.9%)の順。外資系のシェアが69.8%(同67.1%)と増加した。

OTCデリバティブ市場での1日あたりの平均取引高は、1兆9億ドル(前回比14.5%増)。うち、金利関連が899億ドル(同17.8%増)、外国為替関連が110億ドル(同▲6.9%)。金利関連のうち、スワップが823億ドル(同67.7%増)、FRAが20億ドル(同▲42.7%)、オプションが57億ドル(同▲76.3)。外資系のシェアが37.9%(前回68.5%)と上昇した。

\* 本邦銀行等20行庫、外資系銀行17行、本邦証券会社3社、外資系証券会社5社の計45先(前回は、本邦銀行等19行庫、外資系銀行17行、本邦証券会社3社、外資系証券会社6社の計45先)  
(編集注) 2010年4月の当協会月次速報値参加会員58社による店頭外国為替証拠金取引の全通貨ペアの取引金額の日本銀行調査による取引高に対するシェアは、取引全体に対しては32.8%(前回と比較したものは6.2%)、スポットのみに対しては14.7%(同14.8%)であった。月次速報値の米ドル・円の1日当たり取引金額シェアは、同じく24.8%(同2.8%)であった。

#### 20. NYSE Euronext、環境関連の取引所を設立 (PR 9月7日)

NYSE Euronextは、環境及び再生可能エネルギーの新取引所、Euronextブルーを環境及びエネルギーの取引システム業者であるAPXとともに設立する。新取引所は、NYSE Euronextの現在のブルーネクストに対する投資を含むことで、NYSE Euronextが新取引所の過半を所有する。

#### 21. バーゼル銀行委、自己資本規制の改定で合意 (PR 9月12日)

バーゼル銀行委員会は、銀行の自己資本規制について、普通株等Tier1の最低必要規制率(minimum common equity requirement)を現行の2%から4%に引き上げ、さらに資本保全バッファ2.5%の保有を義務付けることで、合わせて7%とする。2015年1月1日までにかけて段階的に導入する。

#### 22. NYMEXうっかりミスの誤発注 (PR 9月14日)

エネルギーや金属を取引するCMEグループのNYMEXにおいて、取引所のうっかりミスで6分間で約3万件のテストのための注文が実際に取引が行われているGlobexの市場に発注される事故があった。

FR : Federal Register

PR : Press Release



## ■金融先物取引の出来高状況（平成22年度第1四半期）

### 取引所金融先物取引の取引所別、商品別出来高

#### 1. 平成22年度第1四半期分

（総取引枚数 単位：千枚）

取引所	商 品	受託取引	自己取引	合 計	前期比増減(▲)率
金融取	取引所為替証拠金取引計	( 0) 32,962		32,962	( 41.2)
	ユーロ円3ヵ月金利	( 230) 4,910	2,087	6,997	( 23.4)
	計	( 230) 37,873	2,087	39,960	( 37.7)
CME	ユーロドル預金(3ヵ月)	( 870) 1,306	2,875	4,181	( 19.8)
	同オプション・プット	( 69) 69	346	415	( 61.3)
	同オプション・コール	( 54) 54	262	316	( 61.4)
	その他	( 9) 9	61	71	
	計	( 1,003) 1,439	3,545	4,984	( 24.9)
Liffe	EURIBOR(3ヵ月)	( 223) 299	740	1,039	(▲) 12.4
	英ポンド金利(3ヵ月)	( 79) 119	399	519	( 0.0)
	EURIBOR(3ヵ月)オプション・コール	( 45) 45	217	263	( 36.8)
	同オプション・プット	( 54) 54	169	223	( 10.6)
	英ポンド金利オプション・コール	( 20) 20	95	115	( 87.9)
	同オプション・プット	( 8) 8	57	66	(▲) 50.0
	その他	( 1) 2	19	22	
	計	( 433) 550	1,700	2,250	(▲) 2.5
SFE	BA手形(90日)	( 77) 77	21	98	(▲) 67.4
	その他	( 16) 16	4	20	
	計	( 93) 93	25	119	(▲) 70.3
CBOT	フェド・ファンド(30日)	( 25) 26	33	59	(▲) 16.3
	その他	( )	2	2	
	計	( 25) 26	35	61	(▲) 13.5
その他の海外取引所 計		( )	3	3	
海外取引所 計		( 1,555) 2,109	5,309	7,419	( 9.1)
国内・海外 合計		( 1,786) 39,982	7,396	47,379	( 33.9)

- (注) 1. 本表は、当協会会員及び特別会員からの報告に基づく集計である。  
2. 総取引金額は、買付取引と売付け取引の合計枚数である。計数は、金融取における取引所為替証拠金取引のマーケットメイクによるもの及び媒介取引（合計には含む。）並びに大証における取引所外国為替証拠金取引を除く。  
3. 受託取引欄の（ ）内書は媒介取引の枚数。  
4. 計上数値は、単位未満を切り捨てし、切り捨てによって0となったものは0と表示。表示がない場合には、取引枚数がなかったことを示す。  
5. オプションにはミッドカーブ・オプションを含む。

## 取引所金融先物取引の取引所別、商品別建玉残高

## 1. 平成22年度第1四半期末

(単位：千枚)

取引所	商品名	売 建	(前期比増減(▲)率)	買 建	(前期比増減(▲)率)
金融取	取引所為替証拠金取引計	163	(▲ 62.9)	643	( 33.7)
	ユーロ円3 ヶ月金利	1,119	(▲ 6.6)	1,020	(▲ 3.3)
	計	1,283	(▲ 21.7)	1,664	( 8.0)
CME	ユーロドル預金 (3 ヶ月)	812	( 9.1)	876	( 12.6)
	ユーロドル預金オプション・プット	79	( 92.4)	64	( 73.9)
	ユーロドル預金オプション・コール	57	( 150.9)	89	( 296.5)
	その他	6	( )	1	
	計	955	( 18.1)	1,031	( 22.8)
Liffe	EURIBOR (3 ヶ月)	114	( 18.3)	116	( 18.7)
	英ポンド金利 (3 ヶ月)	31	(▲ 4.3)	32	(▲ 8.2)
	EURIBORオプション・コール	47	( 14.4)	59	( 65.3)
	EURIBORオプション・プット	30	(▲ 39.0)	22	(▲ 37.0)
	英ポンド金利オプション・コール	33	( 244.4)	27	( 205.6)
	英ポンド金利オプション・プット	13	(▲ 41.2)	8	(▲ 58.2)
	その他	1	( )	4	
	計	273	( 6.0)	270	( 13.9)
SFE	B A 手形 (90日)	7	( 313.1)	5	( 21.2)
	その他	1	( )	0	
	計	8	( 254.8)	5	( 7.3)
CBOT	フェド・ファンド (30日)	11	( 28.6)	13	( 48.1)
	その他	1	( 0.0)	1	0.0
	計	12	( 40.0)	14	( 58.9)
その他の海外取引所 計		1	( )	0	0
海外取引所 計		1,252	( 15.4)	1,323	( 20.7)
国内・海外 合計		2,535	(▲ 6.9)	2,987	( 13.9)

(注) 1. 本表は、当協会会員及び特別参加者からの報告に基づく集計である。

2. 建玉残高は、金融取における取引所為替証拠金取引のマーケットメイクによるもの及び媒介取引（合計には含む。）並びに大証における取引所外国為替証拠金取引を除く。

3. 計上数値は、単位未満を切捨てし、切捨てにより0となったものは0と表示。  
表示がない場合は、建玉がなかったことを示す。

店頭金融先物取引の種類別、商品別出来高

平成22年度第1四半期分

種 類	商品・通貨組合せ	総 取 引 額			
		百万通貨単位	(前期比増減率)	億 円	(前期比増減率)
外国為替証拠金取引	米ドル・円	3,015,462	( 2.3)	2,673,508	(▲ 2.7)
	ユーロ・円	1,455,252	( 93.5)	1,577,930	( 66.6)
	英ポンド・円	737,236	( 16.8)	981,113	( 9.8)
	ユーロ・米ドル	594,305	( 8.8)	644,405	(▲ 6.2)
	豪ドル・円	574,562	( 56.9)	433,984	( 38.7)
	英ポンド・米ドル	30,837	( ▲18.6)	41,038	(▲ 23.5)
	NZドル・円	52,372	( 20.1)	32,079	( 11.1)
	豪ドル・米ドル	24,749	( 13.8)	18,693	( 0.6)
	カナダドル・円	22,023	( 55.9)	18,587	( 43.0)
	南アフリカランド・円	54,826	( 23.6)	6,358	( 12.6)
	スイス・円	5,916	( 25.5)	4,845	( 16.5)
	その他	—	—	25,720	—
	計	—	—	6,458,267	( 12.5)
通貨オプション取引	米ドル・円・プット	10,482	(▲ 7.9)	9,293	(▲ 12.5)
	米ドル・円・コール	10,121	(▲ 7.1)	8,973	(▲ 11.6)
	ユーロ・円・コール	1,907	(▲ 0.7)	2,068	(▲ 14.5)
	ユーロ・円・プット	1,221	(▲ 3.3)	1,325	(▲ 16.7)
	豪ドル・円・プット	304	(▲ 57.4)	230	(▲ 62.3)
	豪ドル・円・コール	206	(▲ 82.1)	156	(▲ 84.2)
	その他	—	—	614	—
	計	—	—	22,659	(▲ 15.2)
直物為替先渡取引 (NDF)	韓国ウォン・円	428,802	( 22.2)	311	( 7.4)
	台湾ドル・円	5,724	( 230.1)	157	( 209.3)
	その他	—	—	437	—
	計	—	—	905	( 56.9)
為替先渡取引	ユーロ・円	857	( 240.9)	929	( 193.5)
	その他	—	—	28	—
	計	—	—	958	( 183.2)
その他		—	—	14	—
合 計		—	—	6,482,804	( 12.4)

- (注) 1. 本表は、当協会会員からの報告に基づく集計である。  
2. 総取引金額は、買付取引と売付け取引の合計金額である。  
3. 総取引金額には、媒介取引の金額を含む。  
4. 計上数値は、単位未満を切り捨てし、切り捨てによって0となったものは0と表示。  
表示がない場合は、取引実績がなかったことを示す。  
5. 外国通貨は、当期末の外国為替レートで日本円に換算して計上した。

店頭金融先物取引の種類別、商品建玉残高

(平成22年6月末)

(単位：億円)

種 類	商品・通貨組合せ	売建玉	(前期比増減(▲)率)	買建玉	(前期比増減(▲)率)
外国為替証拠金取引	米ドル・円	1,597	(▲ 73.1)	9,558	( 73.5)
	ユーロ・円	961	(▲ 53.9)	4,259	( 42.0)
	英ポンド・円	982	(▲ 46.8)	2,595	(▲ 0.3)
	ユーロ・米ドル	398	(▲ 26.3)	482	(▲ 36.1)
	豪ドル・円	677	(▲ 48.8)	5,178	( 124.6)
	英ポンド・米ドル	134	(▲ 17.3)	130	(▲ 45.1)
	NZドル・円	126	(▲ 46.3)	899	( 0.0)
	豪ドル・米ドル	36	(▲ 49.7)	133	( 20.4)
	カナダドル・円	57	(▲ 81.3)	215	( 168.0)
	南アフリカランド・円	34	(▲ 75.7)	976	( 35.2)
	スイス・円	56	(▲ 28.6)	48	( 44.9)
	その他	169	—	451	—
		計	5,233	(▲ 59.9)	24,929
通貨オプション取引	米ドル・円・プット	73,705	(▲ 8.6)	36,230	(▲ 11.4)
	米ドル・円・コール	28,125	(▲ 10.0)	52,322	(▲ 8.9)
	ユーロ・円・コール	1,320	(▲ 23.4)	3,550	(▲ 25.3)
	ユーロ・円・プット	4,763	(▲ 19.8)	2,224	(▲ 20.7)
	豪ドル・円・プット	3,014	(▲ 18.4)	501	(▲ 28.4)
	豪ドル・円・コール	377	(▲ 56.2)	1,459	(▲ 30.3)
	その他	1,285	—	693	—
	計	112,589	(▲ 10.3)	96,979	(▲ 11.4)
直物為替先渡取引 (NDF)	韓国ウォン・円	141	(▲ 6.4)	154	(▲ 12.2)
	台湾ドル・円	32	(▲ 16.6)	255	(▲ 1.0)
	その他	734	—	229	—
	計	908	(▲ 9.1)	639	( 25.0)
為替先渡取引	ユーロ・円	60	( 4.8)	50	(▲ 12.9)
	その他	4	—	6	—
	計	65	( 9.5)	57	(▲ 8.2)
その他		6	—	36	—
合 計		118,803	(▲ 14.9)	122,642	(▲ 3.4)

- (注) 1. 本表は、当協会会員からの報告に基づく集計である。  
2. 建玉には媒介取引に係るものを含めていない。  
3. 売建玉は顧客の売建玉(会員の買建玉)を、買建玉は顧客の買建玉(会員の売建玉)をいう。  
4. 計上数値は、単位未満を切り捨てし、切り捨てによって0となったものは0と表示。  
表示がない場合は、建玉がなかったことを示す。  
5. 外国通貨は、期末の外国為替レートで日本円に換算して計上した。

店頭金融先物取引の通貨別取引金額及び建玉残高（平成22年度第1四半期）

（単位：億円）

種 類	通 貨	取引金額	売建玉	買建玉	ネット買建
外国為替証拠金取引	日本円	5,729,581	23,983	4,501	▲19,482
	米ドル	3,384,643	2,387	10,198	7,811
	ユーロ	2,235,160	1,437	4,812	3,374
	英ポンド	1,029,189	1,152	2,770	1,617
	豪ドル	456,760	728	5,351	4,622
	ニュージーランドドル	33,606	142	913	770
	カナダドル	22,764	89	231	142
	スイスフラン	13,608	183	81	▲102
	南アフリカランド	6,479	34	982	947
	デンマーククローネ	2,585	0	34	34
	トルコリラ	615	1	123	122
	香港ドル	491	14	111	96
	シンガポールドル	188	2	7	5
	ルーマニアレイ	176	0	3	3
	ノルウェークローネ	156	0	7	6
	メキシコペソ	118	0	6	5
	ハンガリー・フォリント	109	0	2	1
	中国人民元	98	0	16	16
	スウェーデンクローナ	87	1	2	0
	ロシアルーブル	42	0	0	0
	ポーランドズロチ	29	0	1	1
	韓国ウォン	18	0	2	1
	チェコ・コルナ	17	0	0	▲0
タイバーツ	2	0	0	0	
通貨オプション	日本円	22,277	140,348	69,209	▲71,138
	米ドル	18,315	64,359	126,034	61,674
	ユーロ	3,430	3,550	8,316	4,765
	豪ドル	718	880	4,475	3,594
	カナダドル	334	9	81	71
	英ポンド	146	276	253	▲22
	韓国ウォン	73	0	11	11
	ニュージーランドドル	10	11	692	680
	スイスフラン	7	54	56	2
NDF	日本円	761	560	772	211
	韓国ウォン	326	152	157	4
	ブラジルリアル	184	0	67	66
	台湾ドル	167	36	261	224
	米ドル	166	23	196	173
	中国人民元	75	535	68	▲466
	ユーロ	57	57	0	▲57
	フィリピンペソ	35	81	0	▲81
	インドルピー	23	12	7	▲4
	マレーシアリングット	7	71	0	▲70
	インドネシアルピー	3	3	4	0

- (注) 1. 取引金額が1億円以上の通貨を掲載した。  
 2. 取引金額は、各通貨の買付取引と売付取引を合計した金額である。  
 3. 売建玉及び買建玉は、通貨別の売建と買建をそれぞれ合計したものである。  
 例えば、外国為替証拠金取引の英ポンド・米ドルの買建てでは、英ポンドの買建、米ドルの売建てとし、同売建てでは、英ポンドの売建、米ドルの買建として計算し、通貨オプション取引では、コールの買建及びプットの売建を買建てとし、コールの売建て及びプットの買建てを売建てとした。

## 国内取引所及び店頭における金融先物取引の取引金額（想定元本）の推移

（単位：10億円）

年度・四半期	取引所（金融取）					店頭			
	ユーロ円 金利先物	同オプ ション	取引所為 替証拠金	その他	合計	外国為替 証拠金	通貨オプ ション	その他	合計
平成18年度計	8,526,666	1,100,387	20,567	199	9,647,821	333,042	32,087	724	365,854
平成19年度計	8,731,853	1,015,943	45,329	3,195	9,796,321	694,382	33,544	1,414	729,342
平成20年度計	4,792,867	200,058	53,218		5,046,143	1,769,433	17,507	428	1,787,369
平成21年度計	3,090,617	5,795	86,411		3,182,824	2,102,993	10,448	785	2,113,923
平成21. I	694,350		31,070		725,420	645,826	2,265	187	648,280

（注）金融取のユーロ円金利先物及び同オプションについては受託取引と自己取引の合計、取引所為替証拠金については受託取引のみ。

外国通貨については、各期末の外国為替レートで日本円に換算した。

ユーロ円金利先物の価格については、期近限月の各期末の終値を使用した。

## ■外国為替証拠金取引に係る証拠金の残高・口座数の状況

### (1) 証拠金の残高

(単位：百万円、%)

年度・四半期	顧客からの受入証拠金額			カバー先への 差入証拠金
	店頭	金融取	合計	
平成18. IV	475,800 (11.6)	42,113 (14.5)	517,913 (11.8)	145,933
平成19. IV	522,407 (16.6)	84,925 (24.4)	607,322 (17.4)	114,591
平成20. IV	471,790 (24.6)	89,360 (33.3)	561,150 (25.7)	65,496
平成21. I II III IV	496,499 (20.1)	100,028 (22.6)	596,527 (20.5)	80,879
	524,273 (18.2)	110,756 (19.7)	635,029 (18.4)	90,197
	551,655 (19.2)	125,624 (19.5)	677,279 (19.2)	81,524
	580,771 (19.6)	145,258 (16.4)	726,029 (18.9)	76,528
平成22. I	582,577 (19.3) [6.6%]	146,462 (21.4)	729,039 (19.7)	86,466

(注) 金融取は、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引。

カッコ内数値は、対建玉残高比 (%)。

[ ] 内数値は、法人顧客が占める割合。

大証における取引所外国為替証拠金取引を除く。

### (2) 口座数

#### ①金融取

(単位：口座数)

年度・四半期	設定口座数			実績口座数		
	ネット	電話	合計	ネット	電話	合計
平成20. I II III IV	88,079	822	88,901	29,433	286	29,719
	102,756	798	103,554	33,583	305	33,888
	121,940	864	122,804	38,384	391	38,775
	139,870	1,606	141,476	33,754	799	34,553
平成21. I II III IV	150,939	1,965	152,904	35,604	1,012	36,616
	155,279	2,179	157,458	36,374	1,137	37,511
	178,944	2,422	181,366	39,729	1,294	41,023
	198,088	2,730	200,818	43,080	1,448	44,528
平成22. I	222,696	2,977	225,673	47,289	1,585	48,874

#### ②店頭

(単位：口座数)

年度・四半期	設定口座数			実績口座数		
	ネット	電話	合計	ネット	電話	合計
平成20. I II III IV	1,495,531	37,813	1,533,344	394,945	11,271	406,216
	1,682,621	39,461	1,722,082	465,192	11,852	477,044
	2,063,259	38,412	2,101,671	562,115	11,643	573,758
	2,152,507	39,409	2,191,916	532,223	8,635	540,858
平成21. I II III IV	2,385,970	37,354	2,423,324	553,724	8,482	562,206
	2,630,141	37,841	2,667,982	581,836	8,661	590,497
	2,826,028	34,793	2,860,821	592,931	9,190	602,121
	3,039,251	36,764	3,076,015	600,622	9,873	610,495
平成22. I	3,203,640 [0.5%]	25,718 [2.6%]	3,229,358 [0.5%]	605,332 [0.7%]	5,828 [3.5%]	611,160

(注) ネット又は電話を区分していない会員及びネットと電話を使用する会員の口座数の状況は、電話として集計した。設定口座数は、当該四半期末に設定されている口座数を、実績口座数は、当該四半期中に取引実績のあった口座数をいう。

[ ] 内数値は、法人顧客が占める割合。

大証における取引所外国為替証拠金取引を除く。

## ■店頭外国為替証拠金取引の取引金額の分布状況

(単位：社)

年度・四半期	対象会員数	10兆円以上	1兆円以上 10兆円未満	5千億円以上 1兆円未満	1千億円以上 5千億円未満	500億円以上 1千億円未満	500億円未満
平成18. Ⅳ	109	2	18	17	37	6	29
平成19. Ⅳ	115	5	25	7	27	15	36
平成20. Ⅳ	107	10	26	5	24	11	31
平成21. Ⅰ	104	9	26	10	21	10	28
Ⅱ	98	10	25	11	17	10	25
Ⅲ	91	12	23	8	22	7	19
Ⅳ	88	14	21	9	20	8	16
平成22.	87	13	25	6	18	6	19



## ■主要商品出来高一覧

(単位：枚)

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
TFX 東京金融取引所	・ユーロ円3ヵ月金利先物	'89. 6	4,952,054	6,842,611	13,066,020
	・ユーロ円3ヵ月金利先物オプション	'91. 7	400	27,978	32,088
	・米ドル／円取引所為替証拠金取引	'05. 7	11,963,186	7,565,337	20,198,781
	・ユーロ／円取引所為替証拠金取引	'05. 7	10,148,555	5,733,185	9,961,973
	・英ポンド／円取引所為替証拠金取引	'05. 7	10,675,210	8,022,552	16,266,521
	・豪ドル／円取引所為替証拠金取引	'05. 7	18,686,974	7,823,072	17,793,787
	・スイスフラン／円取引所為替証拠金取引	'05.10	135,821	93,238	183,224
	・カナダドル／円取引所為替証拠金取引	'05.10	447,065	184,690	467,812
	・NZドル／円取引所為替証拠金取引	'05.10	807,537	1,273,427	2,097,853
	・南アランド／円取引所為替証拠金取引	'08.10	681,828	327,989	860,162
	・ユーロ／米ドル取引所為替証拠金取引	'08.10	769,513	587,227	1,116,564
	・英ポンド／米ドル取引所為替証拠金取引	'08.10	202,773	216,715	426,937
	・豪ドル／米ドル取引所為替証拠金取引	'08.10	228,220	132,296	542,598
	・その他取引所為替証拠金取引	'08.10	431,563	260,486	663,724
全商品合計			60,130,699	39,090,803	83,678,044
TSE 東京証券取引所	・日本国債（10年）先物	'85.10	3,656,067	3,216,905	6,765,074
	・日本国債（10年）先物オプション	'90. 5	916,389	1,158,613	2,433,217
	・TOPIX先物	'88. 9	7,464,932	7,738,516	15,190,781
	・TOPIXオプション	'89.10	79,759	19,180	52,523
	・MiniTOPIX先物	'08. 6	668,271	143,544	681,248
	・個別株オプション計	'06. 1	291,740	259,576	662,813
	・その他		148,339	210,448	415,727
	全商品合計		13,225,497	12,746,782	26,201,383
OSE 大阪証券取引所	・米ドル／円取引所為替証拠金取引	'09. 7	439,830	-	243,611
	・ユーロ／円取引所為替証拠金取引	'09. 7	227,838	-	108,118
	・その他取引所為替証拠金取引	'09. 7	433,684	-	231,290
	・日経225先物	'88. 9	11,838,004	13,406,927	25,368,919
	・日経225オプション	'89. 6	22,244,128	15,238,127	34,986,005
	・Mini-日経225先物	'06. 7	59,981,264	48,442,431	104,738,309
	・個別株オプション計	'97. 7	43,491	230,767	408,752
	・その他		29	374	405
	全商品合計		95,208,268	77,318,626	166,085,409
CME (シカゴ・マーカン タイル取引所)	・ユーロドル預金（3ヵ月）先物	'81.12	268,701,142	211,467,079	437,585,193
	・ユーロドル預金（3ヵ月）先物オプション	'85. 3	61,386,687	66,201,781	117,553,569
	・ユーロドル預金（3ヵ月）先物ミッドカーブ・オプション	'93.	35,790,411	15,650,927	43,369,605
	・ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物	'96. 3	13,082	22,396	40,879
	・LIBOR（1ヵ月）先物	'90. 4	247,496	244,699	452,340
	・翌日物金利（3ヵ月）先物	'08. 9	900	14,242	16,159
	・日本円通貨先物	'72. 5	16,341,893	10,245,956	22,749,569
	・日本円通貨先物オプション	'86. 3	604,928	369,490	758,564
	・日本円通貨先物オプションEuropean	'05. 4	10,641	24,942	40,178
	・E-Mini日本円通貨先物	'99.10	27,189	13,434	28,906
	・E-Micro日本円通貨先物	'09. 3	19,209	56,796	94,508
	・ユーロ／日本円通貨先物	'99. 1	144,472	98,974	219,109
	・ユーロ通貨先物	'98. 5	44,058,501	24,218,337	54,393,644
	・ユーロ通貨先物オプション	'98. 5	3,403,843	942,940	2,207,616

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
CME (シカゴ・マーカント マイル取引所)	・ユーロ通貨先物オプションEuropean	'05. 4	69,355	43,608	94,244
	・E-Miniユーロ通貨先物	'99.10	622,987	298,190	664,350
	・E-Microユーロ通貨先物	'09. 3	388,589	172,312	424,726
	・ユーロ／英ポンド通貨先物	'99. 1	136,093	45,042	125,657
	・スイスフラン通貨先物	'72. 5	6,691,482	4,582,980	10,618,630
	・スイスフラン通貨先物オプション	'85. 2	69,962	75,968	112,861
	・ユーロ／スイスフラン通貨先物	'99. 1	56,873	30,229	85,059
	・英ポンド通貨先物	'72. 5	16,463,049	10,479,814	24,853,787
	・英ポンド通貨先物オプション	'85. 2	612,131	268,738	465,413
	・E-Micro英ポンド通貨先物	'09. 3	155,287	76,241	170,411
	・カナダドル通貨先物	'72. 5	11,197,348	6,229,537	15,481,166
	・カナダドル通貨先物オプション	'86. 1	453,670	220,130	465,264
	・メキシコペソ通貨先物	'95. 4	3,259,967	1,450,584	4,298,939
	・豪ドル通貨先物	'87. 1	13,735,413	5,938,441	16,732,682
	・豪ドル通貨先物オプション	'88. 1	213,889	151,790	273,516
	・NZドル通貨先物	'97. 5	1,215,488	394,021	1,220,227
	・南アフリカランド通貨先物	'97. 5	73,289	33,234	77,848
	・ロシアルーブル通貨先物	'03. 1	110,343	69,457	162,314
	・ブラジルリアル通貨先物	'95.11	22,930	12,003	30,398
	・その他各種E-Micro通貨先物		47,142	63,636	120,022
	・その他各種通貨先物・オプション		151,012	110,369	256,733
	・各種TRAKRS	'02. 8	1,567,630	2,641,661	4,637,450
	・S&P500株価指数先物	'82. 4	4,129,610	6,172,505	10,435,912
	・S&P500株価指数先物オプション	'83. 1	5,349,572	5,970,722	10,350,127
	・E-MiniS&P500株価指数先物	'97. 9	299,603,623	308,764,146	556,314,143
	・E-MiniS&P500株価指数先物オプション	'97. 9	11,059,288	9,111,812	18,142,915
	・E-MiniS&PMidcap400株価指数先物	'02. 1	4,053,003	4,561,192	9,133,223
	・日経225株価指数先物（米ドル）	'90. 9	1,597,476	1,584,070	2,935,616
	・日経225株価指数先物（円）	'04. 2	2,699,515	2,155,544	4,167,340
	・E-MiniNASDAQ100株価指数先物	'99. 6	41,997,576	40,648,392	77,972,143
・E-MiniNASDAQ100株価指数先物オプション	'04.11	253,846	138,873	440,634	
・その他株価指数先物・オプション		3,438,967	1,564,625	3,834,179	
・各種気温指数先物・オプション	'99. 9	235,546	217,089	454,442	
・農産物、金属等		12,343,445	9,838,979	20,155,224	
・その他		323,568	498,952	745,927	
全商品合計		875,149,358	754,186,879	1,476,083,383	
CBOT (シカゴ商品取引所)	・フェド・ファンド（30日）先物	'88.10	8,115,355	5,078,024	10,349,071
	・フェド・ファンド（30日）先物オプション	'03. 3	3,779,926	1,414,247	4,217,906
	・米ドル金利スワップ（30年）先物	'07. 3	16,857	32,159	55,228
	・米ドル金利スワップ（10年）先物	'01.10	228,267	557,102	871,074
	・米ドル金利スワップ（5年）先物	'02. 6	565,699	802,655	1,331,017
	・UltraT-Bond先物	'10. 1	2,240,176	-	-
	・T-Bond（30年）先物	'77. 8	40,102,111	29,275,831	62,232,671
	・T-Bond（30年）先物オプション	'82.10	6,852,053	5,470,009	11,142,149
	・T-Bond（30年）先物FLEXオプション	'94. 1	127,870	55,845	117,292
	・T-Note（10年）先物	'82. 5	141,461,355	85,640,301	189,852,019
	・T-Note（10年）先物オプション	'85. 5	23,342,457	22,233,108	40,206,023
	・T-Note（10年）先物FLEXオプション	'94. 1	27,265	1,100	7,550
	・T-Note（5年）先物	'88. 5	65,283,435	44,370,379	98,391,120
	・T-Note（5年）先物オプション	'90. 5	2,157,442	2,444,883	4,803,364

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
CBOT (シカゴ商品取引所)	・ T-Note (3年) 先物	'09. 3	6,706	197,856	268,622
	・ T-Note (2年) 先物	'90. 6	38,852,040	18,848,167	48,158,948
	・ T-Note (2年) 先物オプション	'92. 5	1,663,338	860,291	2,397,210
	・ DowJones (\$10) 工業株価指数先物	'97.10	104,840	242,266	395,584
	・ MiniDowJones (\$5) 工業株価指数先物	'02. 4	18,232,284	22,596,933	39,889,836
	・ 農産物、金属等		90,011,780	83,202,401	165,915,951
	・ その他		116,094	52,060	137,332
	全商品合計		443,287,350	323,406,553	680,825,901
NASDAQOMXPHLX (NASDAQOMXPHLX 取引所)	・ 米ドル決済日本円通貨オプション	'07. 7	33,093	243,665	289,268
	・ 米ドル決済ユーロ通貨オプション	'07. 1	162,405	225,965	322,774
	・ 米ドル決済英ポンド通貨オプション	'07. 1	47,612	154,327	210,267
	・ 米ドル決済豪ドル通貨オプション	'07. 7	61,522	121,323	206,171
	・ 米ドル決済スイスフラン通貨オプション	'07. 7	11,150	69,369	78,944
	・ 米ドル決済カナダドル通貨オプション	'07. 7	43,918	55,299	107,310
	・ その他各種通貨オプション		6,723	-	11,101
	・ 部門別株価指数オプション	'94. 9	1,751,082	1,976,680	3,762,671
	・ 個別株オプション計	'75. 6	257,649,219	297,065,194	601,467,746
	・ ETFオプション計		139,021,448	92,490,796	175,192,033
	全商品合計		398,788,172	392,402,618	781,648,285
(アイシーイー先物 US取引所) (IHNYBOT)	・ 米ドル/南アランド通貨先物	'97. 4	50,512	47,897	149,046
	・ ユーロ/豪ドル通貨先物	'00. 5	28,465	10,889	43,084
	・ ユーロ/日本円通貨先物	'98.11	75,627	70,603	182,157
	・ ユーロ/英ポンド通貨先物	'98.11	35,466	46,198	105,056
	・ ユーロ/スイスフラン通貨先物	'98.11	16,099	23,454	65,200
	・ ユーロ/スウェーデンクローネ通貨先物	'98.11	24,652	12,040	37,438
	・ ユーロ/ノルウェークローネ通貨先物	'97. 5	16,880	3,723	18,857
	・ ユーロ/チェコクローネ通貨先物	'03. 9	20,834	10,097	25,233
	・ 英ポンド/日本円通貨先物	'97. 4	14,012	9,845	25,686
	・ その他各種通貨先物・オプション		227,649	201,865	430,649
	・ 米ドル指数通貨先物	'85.11	3,344,893	865,996	2,523,927
	・ 米ドル指数通貨先物オプション	'86. 9	12,000	32,231	55,822
	・ Russell2000Mini株価指数先物	'07. 7	20,706,553	20,041,848	38,686,673
	・ 各種株価指数先物・オプション		325,974	295,726	610,885
	・ 農産物、金属等		29,990,429	25,260,708	50,048,792
	・ その他		4,358	10,537	16,519
	全商品合計		54,894,403	46,943,657	93,025,024
	CBOE (シカゴ・オプション 取引所)	・ S&P500株価指数オプション	'83.	97,902,251	76,713,309
・ S&P100株価指数オプション		'83. 3	6,077,531	5,443,210	11,055,141
・ Russell2000株価指数オプション		'92.	4,394,127	6,295,508	12,045,122
・ NASDAQ100株価指数オプション		'94. 2	3,818,407	1,655,935	4,336,877
・ NASDAQ100Mini株価指数オプション		'00. 8	412,215	1,049,293	1,723,896
・ DowJones工業株価指数オプション		'97.10	1,797,787	2,443,526	4,327,086
・ CBOEボラティリティ指数先物		'06. 2	30,167,137	11,926,997	33,328,163
・ その他株価指数オプション			1,601,901	697,003	1,101,583
・ ETFオプション計			154,576,740	140,052,989	277,202,453
・ 個別株オプション計		'73. 4	308,909,461	463,756,036	911,976,695
全商品合計			609,657,557	710,033,806	1,411,966,662
NYSEAmex (NYSEAmex取引所)	・ NASDAQNon-Financial100オプション	'83. 4	329,552	226,594	528,283
	・ MiniNASDAQNon-Financial100オプション	'01.10	185,505	435,958	761,180
	・ Russel2000オプション	'06.02	465,636	899,422	1,455,892

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
NYSEAmex (NYSEAmex取引所)	・その他株価指数オプション		174,323	520,322	737,946
	・ETFオプション計		70,356,880	33,652,762	78,043,790
	・個別株オプション計	'75.	140,623,515	100,215,973	244,636,560
	全商品合計		212,135,411	135,951,031	326,163,651
OneChicago (ワンシカゴ取引所)	・個別株先物	'02.11	2,475,695	802,324	2,624,496
	・その他		116,047	205,333	358,652
	全商品合計		2,591,742	1,007,657	2,983,148
CFE (CBOE先物 取引所)	・CBOEボラティリティ指数先物	'04. 3	1,660,572	294,596	1,144,858
	・その他		5,825	7,912	11,111
	全商品合計		1,666,397	302,508	1,155,969
NYSEArca取引所)	・各種株価指数先物	'07. 6	434,109	245,238	403,388
	・各種通貨先物	'08.10	0	1,234	1,544
	・ETFオプション計		99,070,538	70,963,762	149,040,539
	・個別株オプション計		173,259,469	202,094,373	420,944,463
	全商品合計		272,764,116	273,304,607	570,389,934
ISE (インターナシ ョナル証券取引所)	・日本円通貨先物	'07. 4	18,295	23,281	44,488
	・ユーロ通貨先物	'07. 4	26,427	54,787	67,841
	・英ポンド通貨先物	'07. 4	3,362	31,925	41,014
	・カナダドル通貨先物	'07. 4	34,251	51,183	86,010
	・豪ドル通貨先物	'08. 2	11,794	28,949	41,312
	・NASDAQ100株価指数先物	'05. 2	2,009,328	1,172,336	2,756,824
	・Russell2000株価指数オプション	'05. 5	4,429,741	3,945,227	8,515,454
	・MiniNASDAQ100株価指数オプション	'05. 2	197,518	611,428	1,010,315
	・その他通貨・株価指数先物		187,017	725,922	1,072,848
	・ETFオプション計		138,312,393	137,770,788	274,798,390
	・個別株オプション計	'02. 5	260,368,432	498,252,797	946,693,771
	全商品合計		405,583,402	642,607,749	1,235,045,941
	BOX (ボストン・ オプション取引所)	・各種株価指数オプション		123,208	303,680
・ETFオプション計			10,742,367	43,911,193	62,411,236
・個別株オプション計		'04. 2	30,616,975	84,504,258	137,335,562
全商品合計			41,482,550	128,719,131	200,195,862
NASDAQOptions Market	・各種株価指数オプション		25,429	-	-
	・ETFオプション計		23,507,561	28,153,471	51,240,201
	・個別株オプション計	'08. 3	30,912,120	51,139,551	103,912,524
	全商品合計		54,445,110	79,293,022	155,152,725
ELX (ELX取引所)	・T-Note (2年) 先物	'09. 7	1,928,482	-	1,075,171
	・T-Note (5年) 先物	'09. 7	1,854,918	-	2,012,132
	・T-Note (10年) 先物	'09. 7	1,970,538	-	1,322,429
	・T-Bond (30年) 先物	'09. 7	832,066	-	594,251
	・その他		40,489	-	0
	全商品合計		6,626,493	-	5,003,983
BATSEXCHANGE (BATS取引所)	・ETFオプション計	'10. 2	3,100,926	-	-
	・個別株オプション計	'10. 2	1,984,697	-	-
	全商品合計		5,085,623	-	-
NYSE LIFFE U.S.	・農産物、金属等		2,257,557	2,176,501	4,354,481
	・株価指数先物計		171,430	-	129,460
	全商品合計		2,428,987	2,171,485	4,483,941
MX (モントリオール 取引所)	・BA手形 (3ヵ月) 先物	'88. 4	7,041,915	3,231,915	7,668,781
	・BA手形 (3ヵ月) 先物オプション	'94. 4	155,341	112,028	234,861
	・米ドル通貨現物オプション	'05. 9	10,268	15,354	29,902

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
MX (モントリオール 取引所)	・カナダ国債(10年)先物	'89. 9	3,263,486	2,797,324	5,310,537
	・S&Pカナダ60株価指数先物	'99. 9	2,156,459	2,082,153	4,157,917
	・各種株価指数オプション		1,715,388	1,002,757	2,817,818
	・個別株オプション計	'75.	7,590,498	7,333,974	14,507,261
	・その他		4,456	18,672	26,004
	全商品合計		21,937,811	16,594,177	34,753,081
BM&F (ブラジル商品先物 取引所)	・金利(1日)先物	'91. 6	137,402,877	84,962,560	151,958,184
	・金利(1日)先物各種オプション		4,808,775	2,819,410	6,963,735
	・金利スワップ	'93. 3	71,431	32,293	71,545
	・金利×米ドルスプレッド先物	'96.11	410,270	446,649	738,389
	・FRAスプレッド(金利対通貨)	'01. 2	9,492,702	8,792,587	17,487,272
	・金利×為替スワップ	'93.12	254,200	171,373	368,853
	・金利×価格指数スワップ	'95. 2	417,054	286,893	655,582
	・各種金利指数オプション		55,520,615	23,300,698	48,568,004
	・米ドル/ブラジルリアル通貨先物	'91. 8	45,466,325	30,990,720	66,776,180
	・米ドル/ブラジルリアル通貨各種オプション	'91. 8	16,241,858	10,854,498	25,040,789
	・米ドル/ブラジルリアル・ロールオーバー	'08. 7	9,193,950	7,417,960	15,280,530
	・Mini米ドル/ブラジルリアル通貨先物	'01. 9	973,568	160,498	573,839
	・米ドル/ブラジルリアル・フォワード・ポイント	'02. 4	2,210,770	1,493,360	3,157,515
	・Bovespa株価指数先物	'86. 2	9,451,625	7,562,868	16,350,493
	・Bovespa株価指数先物オプション	'94.11	893,900	1,065,620	1,714,845
	・Bovespa株価指数ロールオーバー	'08. 6	868,100	600,340	1,382,060
	・MiniBovespa株価指数先物	'01. 9	8,047,920	6,085,339	12,374,969
	・農産物、金属等		1,303,514	1,168,053	2,481,577
	・その他		619,150	642,413	1,443,757
	全商品合計		303,648,604	188,854,132	373,388,118
BOVESPA (サンパウロ証券 取引所)	・Ibovespa株価指数オプション	'96.	130,213	103,408	199,147
	・ETFオプション計		26,098	124,753	242,863
	・個別株オプション計	'79	424,157,178	235,213,625	546,547,550
	全商品合計		424,313,489	235,441,786	546,989,560
MexDer (メキシコ・デリバ ティブ取引所)	・銀行間金利(TIIE)(28日)先物	'99. 5	12,689,864	22,816,301	37,545,841
	・財務省証券(CETE)(91日)先物	'99. 5	1,855,874	2,424,661	4,877,430
	・米ドル/メキシコペソ通貨先物	'98.12	2,413,686	1,037,349	1,587,858
	・メキシコ国債(10年)先物	'03. 9	993,760	1,578,689	2,613,021
	・IPC株価指数先物	'99. 4	659,484	565,316	1,130,528
	・個別株オプション計		431,038	262,721	345,718
	・その他		1,201,834	183,652	680,303
	全商品合計		20,245,540	28,868,689	48,780,699
ROFEX (ロサリオ先物取引 所)	・米ドル/アルゼンチンペソ通貨先物	'02. 5	28,064,646	22,653,593	51,107,696
	・米ドル/アルゼンチンペソ通貨先物オプション	'02.10	2,382	121,594	128,362
	・農産物、金属等		150,590	84,006	221,067
	・その他		18,331	17,578	26,304
	全商品合計		28,235,949	22,876,771	51,483,429
Liffeロンドン (ライフ・ロンドン)	・英債券金利(3ヵ月)先物	'82.11	64,578,955	46,763,553	104,073,092
	・英債券金利(3ヵ月)先物オプション	'87.11	16,808,274	16,278,799	37,876,416
	・英債券金利(3ヵ月)先物ミッドカーブ・オプション	'98. 5	12,555,028	5,603,771	12,109,210
	・EURIBOR(3ヵ月)先物	'98.12	135,281,010	95,291,277	192,859,090
	・EURIBOR(3ヵ月)先物オプション	'99. 1	77,216,803	71,604,111	121,612,383

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
Liffeロンドン (ライフ・ロンドン)	・EURIBOR (3ヵ月) 先物ミッドカーブ・オプション	'99. 1	13,264,186	8,817,182	18,498,853
	・ユーロスイスフラン金利 (3ヵ月) 先物	'91. 2	4,002,324	2,312,879	4,768,825
	・EONIA (3ヵ月) 先物	'08. 6	42,154	84,628	135,594
	・ユーロ・スワップノート (2年) 先物	'01. 3	201,789	273,286	452,362
	・ユーロ・スワップノート (5年) 先物	'01. 3	157,443	137,904	251,078
	・ユーロ・スワップノート (10年) 先物	'01. 3	46,974	42,356	76,200
	・日本国債先物	'87. 7	24,958	25,540	50,953
	・長期英国債先物	'82.11	13,995,090	11,678,702	23,977,779
	・FT-SE100株価指数先物	'84. 5	20,758,636	20,357,586	38,515,933
	・MSCIPan-Euro株価指数先物	'99. 5	111,298	224,888	358,168
	・FT-SE100配当指数先物	'09. 5	651,944	181,043	667,052
	・その他株価指数先物		222,679	57,443	200,215
	・FT-SE100株価指数オプション (ESX)	'84. 5	13,665,224	14,842,421	30,155,112
	・FT-SE100株価指数FLEXオプション	'95. 6	724,229	1,238,366	2,400,296
	・個別株先物計	'01. 1	196,949,924	115,376,579	198,870,743
	・個別株オプション計	'92. 3	20,465,577	19,395,747	34,223,759
	・農産物、金属等		4,727,514	4,239,762	8,513,125
	・その他		579,215	102,257	551,984
全商品合計		597,031,228	434,930,080	831,198,222	
LIFFEパリ (ライフ・パリ)	・CAC40株価指数先物	'99. 1	23,231,175	21,425,822	41,940,487
	・CAC40株価指数オプション	'91.10	3,725,421	3,614,620	6,126,542
	・個別株オプション計	'87. 9	27,559,961	20,714,200	47,445,484
	・農産物、金属等		2,026,035	1,665,315	3,627,907
	・その他		162,625	179,974	303,011
	全商品合計		58,260,732	47,599,931	99,443,431
LIFFEアムステルダム (ライフ・アムステルダム)	・米ドル/ユーロ通貨オプション	'97. 5	14,277	25,170	45,603
	・ユーロ/米ドル通貨オプション	'99. 1	168,188	248,045	388,488
	・AEX株価指数先物	'88.10	6,135,777	5,438,474	10,524,741
	・AEX株価指数オプション	'92. 5	14,172,820	11,686,085	24,660,898
	・個別株オプション計	'78.	46,786,158	40,136,266	88,164,179
	・その他		3,885	4,834	7,417
	全商品合計		67,281,105	57,538,874	123,791,326
LIFFEブリュッセル (ライフブリュッセル)	・Bel20株価指数先物	'93.10	85,128	204,958	296,543
	・Bel20株価指数オプション	'93. 4	7,476	4,696	10,192
	・個別株オプション		711,756	462,541	1,036,943
	全商品合計		804,360	672,195	1,343,678
LIFFEリスボン (ライフ・リスボン)	・PSI20株価指数先物	'96. 6	71,545	28,920	61,225
	・個別株先物		66,373	73,560	174,214
	全商品合計		137,918	102,480	235,439
Euronext.liffeグループ全商品合計			723,203,586	540,843,560	1,056,012,096
Eurex (ユーレックス 取引所)	・EURIBOR (3ヵ月) 先物	'98. 9	153,638	234,680	403,243
	・EURO-BUND先物	'98.12	117,724,085	87,322,868	180,755,004
	・EURO-BUND先物オプション	'98.12	17,554,871	14,551,270	28,392,790
	・EURO-BOBL先物	'98.12	70,475,005	51,540,164	105,820,542
	・EURO-BOBL先物オプション	'98.12	4,538,637	4,189,246	6,955,457
	・EURO-SCHATZ先物	'99. 1	77,934,808	60,337,214	125,607,110
	・EURO-SCHATZ先物オプション	'99. 1	9,772,294	9,646,605	16,215,924
	・EURO-BUXL先物	'05. 9	690,063	417,699	925,627
	・スイス国債先物	'92. 5	103,080	163,338	279,720
	・DAX株価指数先物	'90.11	22,254,064	20,979,250	40,101,438

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
Eurex (ユーレックス 取引所)	・DAX株価指数オプション (5つの合計)	'91. 8	43,271,994	43,730,963	96,487,101
	・EUROSTOXX50株価指数先物	'98. 6	205,280,712	178,923,108	333,407,299
	・EUROSTOXX50株価指数オプション	'98. 6	152,478,179	158,140,751	300,471,703
	・EUROSTOXX部門別株価指数先物	'01. 3	1,135,378	874,542	1,623,926
	・STOXX600部門別株価指数先物	'01. 3	2,490,474	3,323,868	5,110,875
	・EUROSTOXX部門別株価指数オプション	'01. 9	170,054	56,156	90,191
	・STOXX600部門別株価指数オプション	'01. 3	809,637	495,967	780,682
	・STOXX50株価指数先物	'98. 6	772,137	745,018	1,300,945
	・スイス市場指数先物 (3つの合計)	'90.11	6,101,020	7,054,195	12,259,389
	・スイス市場指数オプション計	'88.12	2,318,593	2,353,673	4,196,501
	・配当先物	'08. 6	2,333,993	978,470	2,550,002
	・その他株価指数先物・オプション		1,429,528	881,563	1,684,684
	・個別株先物計	'05.11	169,570,491	93,714,781	116,771,129
	・個別株オプション計	'88. 5	168,857,174	161,305,644	304,558,818
	全商品合計		1,079,957,531	901,150,717	1,687,159,298
	MEFF (RV) (スペイン金融先物 取引所)	・IBEX35株価指数先物	'97. 1	3,520,771	2,792,158
・MiniIBEX35株価指数先物		'01. 9	2,157,619	1,595,268	3,148,292
・MiniIBEX35株価指数オプション		'97. 1	1,782,439	2,326,982	4,357,260
・個別株先物計		'01. 1	8,063,445	27,410,859	44,586,779
・個別株オプション計			18,725,716	15,992,930	35,527,914
全商品合計			34,249,990	50,118,197	93,057,234
OMX (オーエムエックス 取引所)	・STIBOR (3ヵ月) FRA	'93. 4	7,105,795	5,798,794	12,923,736
	・STIBOR (3ヵ月) FRAオプション	'07. 7	815,800	130,005	1,170,505
	・政策金利	'09. 4	704,900	319,006	1,040,006
	・2年国債フォワード		1,548,821	1,034,089	2,096,471
	・5年国債フォワード		761,985	532,039	1,179,563
	・10年国債フォワード		542,230	404,303	885,565
	・各種債券フォワード		733,763	787,793	1,554,156
	・OMX株価指数先物	'87. 3	17,036,919	18,668,810	33,700,054
	・OMX株価指数オプション	'86.12	7,851,946	7,406,500	14,225,611
	・個別株先物計	'90.	1,232,819	4,169,331	6,718,987
	・個別株オプション計	'90.	16,369,615	15,158,851	28,775,091
	・その他		15,595	1,250	1,250
	全商品合計		54,720,188	54,410,771	104,270,995
OSE (オスロ証券取引所)	・金利フォワード	'97.10	761,666	593,948	1,173,476
	・OBX株価指数先物	'92. 9	4,347,747	4,712,999	9,041,941
	・OBX株価指数オプション	'90. 6	383,771	359,719	746,589
	・個別株オプション計	'90.	1,697,786	1,270,440	2,549,240
	全商品合計		7,190,970	6,937,106	13,511,246
WSE (ワルシャワ証券 取引所)	・米ドル/ポーランドズロチ通貨先物		48,163	60,436	93,382
	・ユーロ/ポーランドズロチ通貨先物		13,785	40,498	59,438
	・WIG20株価指数先物	'98. 1	7,554,928	6,019,859	12,766,415
	・WIG20株価指数先物オプション	'03. 9	340,927	162,978	396,208
	・個別株先物計		174,751	264,304	465,757
	・その他		20,977	21,829	39,601
	全商品合計		8,153,531	6,569,904	13,820,801
WB (ウィーン取引所)	・ATX株価指数先物	'92. 8	133,996	109,368	219,038
	・その他株価指数先物・オプション		52,909	31,423	66,840

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
WB (ウィーン取引所)	・個別株先物計		1,060	3,688	6,053
	・個別株オプション計		259,155	299,416	474,697
	全商品合計		447,120	443,895	766,628
IDEM (イタリア・デリバティブ取引所)	・S&PMIB株価指数先物	'94.11	2,799,165	2,214,885	4,240,026
	・S&PMIB株価指数オプション	'95.11	1,799,611	1,288,605	2,821,434
	・MiniS&PMIB株価指数先物	'00.7	1,456,550	1,408,036	2,596,645
	・個別株先物計	'02.7	10,104,082	6,031,836	10,973,237
	・個別株オプション計	'96.2	10,506,219	12,439,518	21,946,195
	・その他		2,814	2,388	5,188
	全商品合計		26,668,441	23,385,268	42,582,725
BSE (ブタペスト証券取引所)	・ユーロ/ハンガリーフォリント通貨先物	'98.12	1,457,314	1,632,097	3,426,699
	・ユーロ/ハンガリーフォリント(1週間)通貨先物	'05.11	208,700	326,266	493,066
	・ユーロ/日本円(1週間)通貨先物	'06.6	104,350	52,450	110,550
	・ユーロ/米ドル(1週間)通貨先物	'06.5	277,203	230,100	429,700
	・英ポンド/日本円(1週間)通貨先物	'06.6	32,150	156,350	189,750
	・英ポンド/米ドル(1週間)通貨先物	'06.6	59,200	71,800	106,100
	・米ドル/カナダドル(1週間)通貨先物	'06.5	18,400	27,850	40,850
	・米ドル/ハンガリーフォリント通貨先物	'95.11	359,450	343,878	700,606
	・ユーロ/日本円通貨先物	'03.2	122,720	154,570	241,440
	・ユーロ/米ドル通貨先物	'02.5	277,430	157,610	416,160
	・ユーロ/英ポンド通貨先物	'03.2	21,500	37,900	17,650
	・ユーロ/トルコリラ通貨先物	'04.12	19,775	62,225	99,385
	・英ポンド/米ドル通貨先物	'02.3	35,800	74,900	103,010
	・その他通貨先物・オプション		363,780	726,049	1,322,442
	・ブダペスト株価指数(BUX)先物	'95.3	2,189,472	1,309,020	2,881,483
	・個別株先物計	'98.	579,113	523,506	1,204,849
	・農産物、金属等		3,808	4,450	10,966
	・その他		36,000	0	300
全商品合計		6,166,165	5,891,021	11,795,006	
ADEX (アテネ・デリバティブ取引所)	FTSE/Atnex20株価指数先物		1,747,354	1,107,443	2,371,733
	FTSE/Atnex20株価指数オプション		333,263	172,771	383,555
	その他株価指数先物・オプション		2,920	9	9
	個別株先物計		2,361,583	2,480,541	5,037,065
	個別株オプション計		78,208	39,553	67,590
	全商品合計		4,523,328	3,800,317	7,859,952
MICEX (モスクワ銀行間通貨取引所)	・米ドル/ルーブル通貨先物		4,675,807	9,706,689	17,752,959
	・ユーロ/ルーブル通貨先物		37,769	4,521	54,369
	・農産物、金属等		72,257	72,000	149,249
	・個別株オプション計		4,717,865	89,292	954,685
	・その他		2,578,885	24,239	396,979
	全商品合計		12,082,583	9,896,741	19,308,241
RTS (ロシア取引システム証券取引所)	・米ドル/ルーブル通貨先物	'02.12	29,357,815	8,511,994	30,409,182
	・米ドル/ルーブル通貨先物オプション		592,403	473,098	1,863,930
	・ユーロ/米ドル通貨先物	'09.2	9,510,741	7,576,939	13,658,237
	・ユーロ/ルーブル通貨先物	'09.2	418,093	123,656	479,084
	・翌日物平均MosIBOR先物	'06.5	6,055,964	1,000	1,000
	・RTS株価指数先物		109,825,863	65,587,005	150,019,917
	・その他株価指数先物		1,195,437	2,876	37,497
	・RTS株価指数先物オプション		4,386,599	1,972,963	5,062,653
	・農産物、金属等		6,897,542	5,688,348	10,640,449



取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
RTS (ロシア取引システム証券取引所)	・個別株先物計		106,670,631	103,696,981	249,278,962
	(ロシア取引システム証券取引所)		5,812,143	6,701,021	12,962,387
	・その他		36,651	8,486	26,745
	全商品合計		280,759,882	200,344,367	474,440,043
SAFEX (南アフリカ先物取引所)	・米ドル/ランド通貨先物		1,380,059	2,826,895	5,604,875
	・ユーロ/ランド通貨先物		85,613	185,996	370,297
	・英ポンド/ランド通貨先物		103,409	140,790	328,838
	・豪ドル/ランド通貨先物		59,489	236,134	873,552
	・FTSE/JSETop40株価指数先物	'90. 5	6,116,122	6,269,841	12,145,844
	・FTSE/JSEShareholderWeightedTop40 株価指数先物		2,455,464	1,777,806	4,361,957
	・その他株価指数先物		18,544,947	2,322,380	15,170,522
	・FTSE/JSETop40株価指数先物オプション	'92.10	1,911,158	3,205,162	5,691,546
	・その他株価指数先物オプション		1,400,930	4,082,358	6,295,162
	・配当先物	'06. 6	10,173,149	7,823,904	16,537,585
	・個別株先物計	'99. 2	37,002,890	47,841,585	88,791,925
	・個別株オプション計	'99. 2	6,872,124	9,070,425	15,670,869
	・農産物、金属等		1,011,712	920,741	1,926,951
	・その他		372,455	356,553	735,297
全商品合計		87,489,521	87,060,570	174,505,220	
TASE (テルアビブ証券取引所)	・シェケル/米ドル通貨オプション	'96.11	4,246,041	4,202,630	8,067,320
	・シェケル/ユーロ通貨オプション	'94.10	222,699	52,307	73,937
	・TA-25株価指数オプション	'93. 8	36,895,429	29,647,835	62,271,157
	・その他		819,303	74,869	501,831
	全商品合計		42,183,472	33,977,641	70,914,245
TurkDEX (トルコ・デリバティブ取引所)	・米ドル/トルコリラ通貨先物	'05. 2	3,187,141	10,149,389	13,687,292
	・ユーロ/トルコリラ通貨先物	'05. 2	64,786	174,004	225,314
	・ISE-30株価指数先物	'05. 2	30,604,679	33,613,748	65,393,094
	・農産物、金属等		81,490	81,899	118,351
	・その他		4,396	1,309	7,292
	全商品合計		33,942,492	44,020,349	79,431,343
SGX-DT (シンガポール取引所デリバティブ市場)	・ユーロ円TIBOR(3ヵ月)先物	'89.10	51,556	91,468	161,492
	・Mini日本国債先物	'93.10	365,827	331,742	694,655
	・日経平均株価指数先物	'86. 9	14,348,491	12,111,313	25,353,225
	・日経平均株価指数先物オプション	'92. 3	91,437	51,045	102,142
	・MSCI台湾株価指数先物	'97. 1	7,980,760	7,767,145	15,718,096
	・MSCIシンガポール株価指数先物	'98. 9	1,872,472	2,036,251	3,947,690
	・S&PCNXNiftyインド株価指数先物	'00. 9	4,953,759	3,320,090	7,115,255
	・その他		33,680	7,599	18,628
	全商品合計		29,697,982	25,716,653	53,111,183
SFE (シドニー先物取引所)	・オーストラリアBA手形(90日)先物	'79.10	9,004,177	6,901,873	14,435,474
	・オーストラリアBA手形(90日)先物オプション	'85. 5	17,810	14,001	33,146
	・ニュージーランドBA手形(90日)先物	'86.12	837,958	695,474	1,484,030
	・国債(10年)先物	'84.12	6,107,899	4,915,385	10,072,494
	・国債(10年)先物オプション	'85.11	2,619	6,820	9,335
	・国債(10年)先物オプション(オーバーナイト)	'93.11	750	2,050	2,250
	・国債(3年)先物	'88. 5	16,818,774	10,821,048	24,197,537
	・国債(3年)先物オプション	'88. 6	76,412	117,684	446,182

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
SFE (シドニー先物取引所)	・国債(3年)先物オプション(オーバーナイト)	'93.11	747,005	507,960	1,136,306
	・国債(3年)先物オプション(日中)	'02.4	377,330	129,418	430,590
	・SPI200株価指数先物	'00.5	5,006,588	4,806,791	9,538,554
	・SPI200株価指数先物オプション	'00.5	199,235	166,744	319,735
	・農産物、金属等		78,726	56,368	131,223
	・その他		7,026	5,684	15,960
	全商品合計		41,577,935	30,047,410	64,568,190
ASX (オーストラリア証券取引所)	・S&P/ASX株価指数先物		142,351	243,143	396,723
	・S&P/ASX株価指数オプション		2,497,773	1,698,297	3,486,914
	・個別株先物計		331,892	345,474	777,732
	・個別株オプション計		8,219,246	6,810,977	14,465,066
	全商品合計		11,191,262	9,097,891	19,126,435
MDEX (マレーシア・デリバティブ取引所)	・KLIBOR(3ヵ月)先物	'96.5	82,538	77,781	126,690
	・KLSE総合株価指数先物	'95.12	1,024,605	1,191,598	1,997,955
	・農産物、金属等		1,820,900	1,994,747	4,008,882
	・その他		-	2,950	4,300
	全商品合計		2,928,043	3,267,076	6,137,827
HKFE (香港先物取引所)	・HIBOR(3ヵ月)先物	'97.9	601	2,035	2,573
	・HangSeng株価指数先物	'86.5	10,164,151	10,622,316	20,728,034
	・MiniHangSeng株価指数先物	'00.10	4,201,617	4,685,266	9,279,877
	・HangSeng株価指数オプション	'93.3	3,748,699	2,339,412	5,367,403
	・H-株株価指数先物	'03.12	6,188,778	6,663,185	12,394,116
	・H-株株価指数先物オプション	'04.6	1,324,475	902,689	1,961,131
	・個別株先物計		72,269	141,086	271,766
	・個別株オプション計	'95.	26,802,925	24,936,190	47,439,896
	・その他		633,769	493,256	1,093,462
	全商品合計		53,137,284	50,785,435	98,538,258
KRX (韓国取引所)	・米ドル/韓国ウォン通貨先物	'99.4	30,340,324	13,138,038	41,161,819
	・日本円/韓国ウォン通貨先物	'06.7	227,479	80,080	272,531
	・ユーロ/韓国ウォン通貨先物	'06.7	211,425	101,597	310,540
	・韓国国債先物	'99.9	12,573,718	9,686,838	20,050,788
	・KOSPI200株価指数先物	'96.5	44,825,483	43,911,561	83,117,030
	・KOSPI200株価指数オプション	'97.7	1,671,466,852	1,375,065,894	2,920,990,655
	・個別株先物計	'08.5	21,881,547	22,673,806	36,971,510
	・その他		9,325	9,024	16,904
	全商品合計		1,781,536,153	1,464,666,838	3,102,891,777
TAIFEX (台湾先物取引所)	・TAIEX株価指数先物	'99.7	12,969,029	12,433,942	24,625,062
	・MiniTAIEX株価指数先物	'01.	7,309,615	6,660,424	13,926,904
	・台湾証券取引所部門別株価指数先物	'99.7	1,001,209	1,425,006	2,648,886
	・その他株価指数先物	'99.7	67,918	141,298	225,577
	・TAIEX株価指数オプション	'01.12	47,959,889	38,540,149	72,082,548
	・MSCI台湾株価指数オプション	'06.3	7,039	651,210	1,116,142
	・その他株価指数先物オプション	'05.3	808,553	1,648,421	2,978,407
	・個別株オプション計	'03.1	17,939	5,665,989	8,240,390
	・農産物、金属等		81,023	5,857,289	9,164,681
	・その他		215,727	61,796	117,098
	全商品合計		70,437,941	73,085,524	135,125,695
TFEX (タイ先物取引所)	・SET50株価指数先物	'06.4	1,260,527	1,144,561	2,522,465
	・その他		662,669	110,795	549,932
	全商品合計		1,923,196	1,255,356	3,072,397

取引所	取扱商品	取引開始年月	上半期出来高		2009年 1～12月
			2010年1～6月	2009年1～6月	
NSEI (インド証券取引所)	・米ドル/インドルピー通貨先物		386,131,044	58,482,613	226,362,368
	・ユーロ/インドルピー通貨先物	'10. 2	11,280,872	-	-
	・英ポンド/インドルピー通貨先物	'10. 2	451,264	-	-
	・日本円/インドルピー通貨先物	'10. 2	273,141	-	-
	・S&PCNXNifty株価指数先物	'00. 6	79,554,314	105,431,318	195,759,414
	・S&PCNXNifty株価指数オプション	'01. 6	221,430,570	146,706,110	321,265,217
	・個別株先物計	'01.11	74,154,839	80,669,667	161,053,345
	・個別株オプション計	'01. 7	10,621,667	6,439,982	14,066,778
	全商品合計		783,897,711	397,729,690	918,507,122
MCX-SX (MCX-SX取引所)	・米ドル/インドルピー通貨先物		418,076,958	54,770,235	224,273,548
	・ユーロ/インドルピー通貨先物	'10. 2	33,922,211	-	-
	・英ポンド/インドルピー通貨先物	'10. 2	7,704,389	-	-
	・日本円/インドルピー通貨先物	'10. 2	5,334,290	-	-
	全商品合計		465,037,848	54,770,235	224,273,548

注：「全商品合計」は、金融・証券先物・オプションのほか、農産物、金属、エネルギー等も含めた当該取引所の先物・オプション取引の総合計。

資料：各取引所ホームページ、FIAMonthlyVolumeReport その他

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3  
NBF小川町ビルディング

社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

